水戸温古録　一

内務省圖書
第一〇七六一號
和書部地理類
函
冊共六

和書門
類
二二六七八號
一七一函
三架
六冊
694

内閣文庫
和
類
二二六七八號
一六冊
一七四函
一三架
146

内閣文庫
番號 和 22678
冊數 6（1）
函號 174 146

国立公文書館
National Archives of Japan

水戸ノ温故録

水府地理温故録

校 一

国立公文書館
National Archives of Japan

昌平坂學問所
淺草文庫
日本政府圖書

序

私云此文者始時始るとして御初見あるとし書為物取し
書写の此類是在る且其始中の思合せとと思入以哭是も
今く私の家傳より云己部りに此と無比在再叙父某弟其父
家の蔵る始宗傳を以書集ましに反故いろいろ流しに蠹魚のために
家しく云失ひ以覚本にとりし以後故に天明三年卯八月廿一日
依初に写之云く同六年中秋にあり草稿書増功を加へ一之
度かしおが近き奇古珍説見聞に及ひくる不得止ず補入候
以忠く云草稿を今日見がてしく未々有再ひ中書るを得ハ
是と又初に記としく たとや反故同様にお成りは私に不遠の此事

をもつて認め置候へ共何とも恐入御請も難致儀と頻に御沙汰頻に
御座候一応申上候今ハ為御沙汰迄の書物好候御同志の御方
くより従洞差誘候様申候へ遂に文義を御論別々に致しに
つき候て手元宮居の大草殿之由の書面山中御沙汰候
子奴(ヤツコ)此度の一件不慎にて中に御取扱之候一字の毒致し候
實以て候に何と御改め付候承及ひ候若しや偽説
疑訝と致し候之人心致迷し候罪何も申候
やと哭候ふ欲いし兎角他の御批判と被申候御座候
御世話相文此度寛政二戌初冬小石川五勤荻氏主人より下し候
葬送の節[illegible]

御異見ニも温古録下附ニ付別合一冊別書写御座候
被申進候猶又一通り此内浄書出来候ニ付差入
置候ニ付御安心の由ニて甚居候様子ニ候ニ付思召候
御尋ニ付御下相調仕合ニ候ハヽ右方と果ニ候
御事之候得共御別冊温古録持参候御見ニ而御座候
二一通り御相宜史被ニ而御候御写御下相宜
上意ニ付御且寺社御沙汰も候て中ニ云史と出来候
御同ニ而御座候之付万例に而御座候御温古録之府様に此之
上下侍小路の部と見三冊書写いたし候御入　御沙汰下
御家の記之出来候て御沙汰候ニ付

殿下國前ニ下被成候ても出来候ハゝ何卒一方
ニて頼ヶ以入ニ御覧被成候ハゝ猶又御下被下難有仕合ニ奉存候
則温古録一冊差下し候間御覧被成下度奉願上候以上

十月廿二日　庄右衛門

宇一郎殿

如件之筆を予が好む所に依て座右に置き他に漏さぬ様
しくも君恥しく候得共文字に
不思議の言葉と雖も筆に書残し後の為を思ふ一と通り天然の致す所
入れて醜き事を返して自慢の筋と思ふ人もあらん

寛政二庚戌中冬日

高倉宇一郎胤明記

水戸温古録巻之一草稿目録

一水戸城改築以来城主等の事

一法平城の事

一浄光寺曲輪并水戸以前旧跡の事

一二ノ丸并彰考館等の事

以上

凡例

一此書を見る人必全備せりと思ひ給ふ事なかれ今弓箭盛んなる
ろ已世軍記に漏え或ハ語れる事ハおしくも勝つると云の給へハ
又ハ老の温古録残編に着しく見附と名付へし
一公族ニ貴の方ハしと称せられ候ハ探り字を省き公と称し
敬を用ひ於古書の例に任かへて雅俗の例には許して
一書中ニ言多く又ハ誤りやや菩ハ助字を落さる見る人
あらハ暗記のしるしかし是も元より高の文字に拙く才短かし
と云れ古き書ハ採るの病點正しかくし句論急務の余作
ねとも宗に任せ筆に振るへかることし己れ説にて見て文式
ちとむ見給ふ事のよしへ
一書中武田とハ申さず只子孫にのみ議して述ものありへ性名と
着ても多端なる故也又凡て記授の為にとかく採りて述るに
業の字をかける
一臣楫見をのしつ同好の親友に論談して是を述へ能事といへ
とも僻を探り是を知らすも来にハ任せ事願くハ免かる
事也此書を稽して補ひ給へ後世古き代を知る時一助ともなるへき
まや僻好ある人の見らく是を読んも必能多りと思ふそ之を
ねとふ事代になりて争ひ止ぬ為也
一術との方致所分ノ総とに書を省し見新にても広校とて家

に似たる事に依て見る人只常ならず思ふに由るなり

一街の方位東西南北を大路とさして書けば上町を南側北側と
いふ類は諸の方位取らるといふによるなり

一傳説を取し故伴の内に書誤ありといふ此上手なる可下手且此下手に
聞えてば類の事を為へきなり　ヽヽ

一鐘乃銘多くを親ら筆模すと見ゆなし彼一人の筆力と覚ゆ
る乾本碑の係るものと知らるあしくて全く字写しぬるは宜るし
掛るとの是眼力の難及なり又彫工の悪舞ありて文字なり
かるし写に落文落字多し今改正せしまに脱あり依よろしく
吾後に信を同好の人改めよかし

一旧記古書を引く條校合未熟なれば古字好語多かるへし

一此等記等諸の類雲雑録なと書を撰み茂きて見るに安からざる
かる地族を省へし同好の士の友しく校正し給はんを大幸也

一溫古録乃書類は故あるし再叙又自得案の法等よりも出川

凡例終

引用書目

一常陸国志

一常陸風土記校草

一常陸国図 正保元禄改 二帳并古帳

一吉田社文書

一薬王院文書

一旧家記数本

一 南家実鑑并流布の伝系譜致本
一 田篤和光院之書帳并旧記
一 武徳編年集成
一 蒲生軍記
一 徂来政談并可笑談
一 東鑑
一 石川氏筆記致本
一 佐竹系致本
一 旧地理家記（ノヂリガキ） 三ケ所改有テ大中ス
一 神名録
一 六地蔵寺過去帳
一 近代諸士伝略
一 東国太平記
一 前太平記
一 大掾系致本
一 小川氏筆記
一 和漢三才図絵
一 寺社品目并御朱印録
一 峨眉山人答問説

一 百秋伽 三柳夕流子筆記
一 詞若草集
一 小沢某蔵本
一 吉田貞雄雑録
一 小泉某蔵書
一 立原先生蔵本并談話雑件
一 小宮山先生蔵書并談話
一 酒三子公用筆記
一 諸寺院鐘銘并碑銘
一 採旧考説 凡四篇述
一 太田氏本抄雑録
一 照沼氏公用覚書
一 酒三子蔵古代屋浦付
一 川又六右衛門奇之覚書致件
一 緑川子覚書
一 塩浜長福寺記録
一 傳作因習之記
一 景福寺秘録
一 元宝中寺社役小石川日記
一 色葉四志忠久士蔵書の字

一武蔵等古社門料等上下並完書
一實八州古戦録　加参并編目記
一水府系纂目録
一武藝小傳
一伯時先生編集大掾系圖
一千年山集
一常仙雑録　假書
一武家事談
一小里治代友方旧記
一義公行實

一三月家修記書
一水府額和氏傳書久書　三之卷
一儀禮集
一荻田係修印写日書
一同修作系圖
一鎌倉志
一常陸風土記　全世作假書
一浄光寺縁起
一益田草記　以下五八日
一桃源遺事

一元禄三年年中町改名付
一白石餘稿
一越智氏見書
一圓通寺記録
一東記　多珂郡諏訪村須地勢著述
右の所讀書旦老書して故實談一紙等所持有之
以彼より承りて其の中に載之ありし来難ト

一寺永氏苑石浦付
一享保中　佐竹家の臣水府藩女分再仰又
　右田ア自得点又流当之点者の之迄の流
一佐竹家　異氏御系月録之家中系譜
一茶生院之寺帳

天正已来年数考

天正元癸酉より十九年之間　同　天明六丙午迄二百十四年　文化六己巳迄二百卅七年
文禄元壬辰より四年之間　同　百九拾五年　同　二百十八年
慶長元丙申より十九年之間　同　百九十一年　同　二百十四年
元和元乙卯より九年之間　同　百七十二年　同　百九十五年
寛永元甲子より廿年之間　同　百六拾三年　同　百八十六年
正保元甲申より四年之間　同　百四十三年　同　百六十六年
慶安元戊子より四年之間　同　百三十九年　同　百六十二年
承応元壬辰より三年之間　同　百三十五年　同　百五十八年
明暦元乙未より三年之間　同　百三十二年　同　百五十五年

万治元戊戌より三年之間　同　百廿九年　同　百五十二年
寛文元辛丑より十二年之間　同　百廿六年　同　百四十九年
延宝元癸丑より八年之間　同（天明六丙午之）　百十四年　同（文化六己巳迄）　百三十七年
一天和元辛酉より三年之間（革命ニ付改元）　同　百六年　同　百廿九年
△貞享元甲子より四年之間　同　百三年　同　百廿六年
元禄元戊辰より十六年之間　同　九十九年　同　百廿二年
宝永元甲申より七年之間　同　八十三年　同　百六年
正徳元辛卯より五年之間　同　七十六年　同　九十九年
享保元丙申より廿年之間　同　七十一年　同　九十四年
元文元丙辰より五年之間　同　五拾壱年　同　七十四年

一章命ニ曰改元 寛保元辛酉より三年迄の間	同	四十六年	同	六拾九年
△延享元甲子より四年迄の間	同	四十三年	同	六十六年
寛延元戊辰より三年迄の間	同	三十九年	同	六十二年
宝暦元辛未より十三年迄の間	同	三十六年	同	五十九年
明和元甲申より八年迄の間	同	廿二年	同	四十六年
安永元壬辰より九年迄の間	同		同	三十八年
天明元己丑より八年迄の間			同	二十三年
寛政元己酉より十二年迄の間			同	十一年
一章余ニ曰改元 享和元辛酉より三年迄の間			同	九年
△文化元甲子より				

和漢名数日本広邑三十ノ中ニ水戸アリ

神代巻一書ニ云水門神等號(ミナトノ)速秋津日命 譲述鈔ニ云水門神等(ミナトノカミタチ) 纂疏ニ泉原(ミナト)ノ凡所ヲ水門トイフ 倭名抄ニ八水門ヲ後漢書ヲ引テ水門故處皆在河中ト待リ過ニ之庚戌ノ画様

水府地理温古録草稿巻之一

高倉宇一郎胤明著

水戸大城之事

蓋し水戸の名ハ城内の奇水ニ賜ふと云人も有説信し難し景行天皇御宇日本武の尊東征の御時今の吉田乃社地の邊りニ御年と駐せ給ひ夜ニ浜ニて繋せ給ひしより茂二ノ杯地名有て土人の傳説有為る共水戸の地ハ其時の濱なるへし倭文字古書ニ八皆水門と作る由段せ水門と書しと云水戸ハ作りしと見へたり水戸の沖と云ふ津の沖と称せる

ノ後書籍モ撰エサレハ疑ヘ見ニヨミナシ但人皇記水門ヲ悉クミナト、訓ノ湊ノ事ト見ヱタレバミトハミナトヘイフ中略ナルベシ一正按古事記旧事記ニハ本文水門ヲ水戸ニ作ル

如く勧請せし神祠なるへきか但来先生か南留別志にハ
江戸水戸ハみな地名なるへし戸口によりて付たる名なるへしと
いへり又府中城を常陸大掾国香の築くといふも非なり
且し大掾系図平記東鑑なとに文義を按し見る外の
古書旧記伝説なとにもて考ふるに人王九十九代後光厳帝
乃朝康安貞治の年なる将軍義詮の時常陸大掾詮幹
初めて水戸に城を築き府中とハ交識とせしものゝ説
是なるへし既に国香初良望国香ハ四衛ヲ唱ヘ諸れ子乃ハ那ゆや是醍醐帝の朝廷
府中大掾に任せらるも当国に下向して土浦又府中に
住し朱雀帝天慶二年の冬平新王将門か為に土浦ニ

戦死せり其子貞盛繁盛に遺戒ありしも城を捨て寄せ
京師に参り終に詔を下して翌年貞盛之秀田原藤太
秀郷と共に将門を討て利あり其後貞盛ハ京師に
止り弟繁盛土浦に住し又府中の城に住せしと之
則大掾に任られ後号を以子鎮守府将軍に任せ
其子平太文維幹初めて水漏今の佐府也又水守とも作るに居し水守に住せ
依て水漏太文と称せし家督にて府中に住し大掾に
任らる其子為幹ニ大掾に任し府中に住せ其子繁
幹ニ改幹と称せしニ大掾に任し初めて六郎将至と築上総介ニ子
常盤城地に住せしま大掾系に見へたり其のちも此常盤

有信ありといふ徴とある筆記をさらし見へぬれハかの大掾

系を推して考ん事まさに繁幹の男致幹従五位下

常陸介に叙任し後大掾と兼補す 常盤北館ニ

住ありともいふ 大掾系云永承六年九月源頼義貞任追討の為下向の時致幹の館ニ還る致幹の妹まて時ニ六七才ニ後康平六年頼義陸奥ニ於て正月致幹の館ニ至二日還る此時致幹の妹ニ通ジ一女を生む致幹養ふて子とす 又系圖にある致幹

同國多気(タゲ)山 今府中の北にあり 多気之多気山ハ府中山の南十八丁小田より八西方にある に一郡城構へて

移住所を多気権守と称し又子を多気太郎

直幹と称し後大掾ニ任ず 其子多気太郎義幹といふ

後蒙中右大将頼朝に背るにより三子共に処せられ 筑波上下

郡並上下庄篇行方ならびに北郡職を義幹にまかふ 此時行方東西久慈上下

其名之武蔵ニ至依行冒其義茂波則古常陸河内西河内ニ於地名
小田知家地頭たりといへと猶是なほ此説にいつくし此書において記すりと
いふゆへを考するに府中の税所氏ノ古書によりて考しれハ常陸国二十
八郡西郡久慈東郡佐都東郡佐都西郡多賀郡那珂東郡那珂西郡
茨城真壁郡と称し 東郡西郡南郡北郡筑波郡常陸郡信太
東河内郡行方郡鹿島郡東条郡笠間郡吉田郡小栗郡若柴
又南郡北郡の郡名見へ又南條は税所氏古書に人皇九十代の
後宇多帝の郡惟康将軍の時弘安ヲ後元亨貞治延元明徳
應永之の旧記ニ見る所謂大掾系と称するもの
るくハ坂世の批判をうけれたし 號佐事多 統て義幹康

高の社遊覧を延引し 右大将家ニ背紀し打ち

建久四年富士の狩猟の時義幹兄弟の夜討の変に故ありし

由を答に達せられ遂に境外八田知家に誅せらる 鎌倉に於いて

同郡奉行に於いて又義幹の 義幹之子孫古河北条氏にて 此地所職

とぞ義幹の従弟了鳩次郎資幹 与州次郎家幹の弟

追房資幹ヨリ以来水戸ニ住セシト明ラカナリ已ニ粟崎村小貫氏カヤレキノ吉塚ヨリ掘リ出セシ誌石ニ年号ハ識サレ氏常陸大掾家中小貫十郎トアリ

建保二年甲戌九月十九日嶋又府中地ニ来り自今以後
子孫此府を守るへき由大掾に任せ武徳に資幹多気の
地城移し水戸の地に居館を構へ府中の城を其子朝
幹に譲る其子教幹其子光幹其子時幹其子盛幹其子
高幹其子詮幹前條に述るか如く故の資幹の旧館水戸
乃地を改築し居城とし府中をもって支城とせし乱
世なれはなりしや又大野其柳後倉の一族に大掾家に背
國中動乱せしかこの其子満幹其子頼幹其子清幹
不従く水戸の城をもって大掾に任す其事供世の知
る處なり清幹の時同郡川和田乃館主江戸但馬守

通房（通房ハ藤原ノ通猶ニ作ル非ナリ 通猶とは通房の誤なり）の妹女をもって清幹の室とする故
清幹を通房と恩情甚深し応永二十九年上杉禅
秀か乱によりて関東の将士東西境を争ひ戦亡時によりて以
て時通房水戸城に至りしんしを企て大掾家を亡ほさんと
神事城を営むるのを兼ねて依る同年六月三日大掾
清幹府中に在りし其家の神事を祭祀する此處に
何ひ同十三日の夜俄に其同志のものと卒し不意に
水戸の城を攻め城門を守護を率清幹府中に
至る處を其速に城を戦ふといへとも江戸方強く防き終に
國中通房に志しと通しける族多く大掾の利なかりしく

遁ハ府中ニ退ク此子孫出テニ在ル以テ大掾家の事未タ考ヘ候シテ后返ス処ヘし一説ニ伝フ

右京亮義仁通房ニ力ヲ合セ水戸の城ヲ責メ寺柳書ニ出張セ

大掾家の一族宍川中務同子十郎左衛門等城ヲ奴ク防ク義仁の軍

利ナクシテ遂ニ降ル入道浄永吉田の山ニ立テ力ヲ合セし故大掾方

遂ニ防戦の術ヲ失ヒ終ニ大掾家全ク水戸ニ滅亡スル事前後

みへたり辛未年ト応永廿九年の夏江戸但馬守通房后号通勝水戸ノ

城主タリ其後息男某后号同勝家督多病ニシテ早世其子

通初通雅其子通雅其子通房世ニ江の通泰ト云フ其子忠通其子

通政其子重通於テ相続従五位下但馬守ニ叙任セられ

城主たり以下江戸系図志上諸家の系譜付説と云ふ是ハ只同寺村和光院の旧書此外彼是と説とし右ハ六地蔵寺

三吉然其外宗孫ニ至テ代数と年々其頃上三十三代

全く備是ハ一向ニ見と云ふへし

其下三十三代中要三十三代都合九十九代之内以上又大永

手石康島頃の内安房結城柏原筋七ヶ所江戸家の領

知と申す事を有り後ニ但馬守重通ニ至り年

小田原の北條家ニ志を通し盟約深し家氏政父子

秀吉公の為ニ滅亡の後江戸家年々勢ひ弱

結城の晴朝公重通ハ晴朝公の妹聟之時朝公子なき故重通の女を養女としく秀康公ニ配し

離家再ひ竹谷中将光康ニ入

入輿し其子に就きやらし安房守

重通二男一女あり一ハ小太郎通外二ハ三十郎實通女ハ晴

朝公の養女之初名通外にて天正十六年長良神主となる

三郎ハ大部仮名村の事之佐竹鎗宍戸仮名とおしてヲンデトト称し

今も孫と称して仮名村の内ニ住ス實通ハ幼稚といへ共太田の佐竹義宣

女の妹婿に約し（此女重通卒之後 千倉大納言永慶之妹也）帯るなり佐竹家今に
然るに新田の小笠原下野守某那須生なり男子無し受柴
と扶助しける年に至て天正十七年初夏江戸家に頼田
此責る時佐竹分より加勢し七月九日小笠原文子掃部を降る
佐竹家臣天正十八庚寅北條相州小田原落居の後江戸
家臣気と相し乃虚に乗じ同九月佐竹義宣水戸
の城と借り義宣居城とせんとや其訳とかう重通
う事がのみ見え佐竹と手切の根本也此年極月十九日義宣
太田より勢とおし村松に至り府中へ京に至るよし ふせぎ
乃従士多と為し重通其と共に僅の勢と引率し

勝倉ノ住武石氏蔵記
勝倉ノ壘ニ戦場ノ間ト云フ所アリ此所ノ家ヲアバキシニ古冑刀鎗ノ扶多ク出ヅ
ト討死ノ人ノ屍ヲ埋メタル処ナルベシ
文化中那珂郡方ノ書出シニハ石モ出ヅ此場ノ向ヲ勝負ノ向ト云ト

勝倉と渉り對陣は川根三十六将に至る桜川杣摩る
十五戊さしん川根まて上の從士等迄来集僅二百騎斗
なく根に戦ふに万石義宣後陣を四つ去り柳と渉るのほし
兵集るようと重通城に帰り入る義宣天王由緒に
攻め入義宣神主卒ゆ重火と放攻戦ふ意到重通
を所々に防て力戦し三ケ所も疵付り息男三七郎宗
通其子若く北し千波に退き十日卯刻自殺せんと
せしを見かりしが家臣武隈主水か名乗り助く に従て
其より常井(トコヰ)近堂(コレドウ)を経信香の原 今の岩舟村也 にて此所に
至る出羽加賀守鳥羽田茨城中守同大学子分南郡の攻草

此若供しまいらせ河原井の祥院（枝川村の北にあり）にいりて休息
江守ふかく佐竹勢に賺とたり従士あまた供して終夜
大掾平家と雄十二月の晦天に木戸は江戸ゟ（和泉府中の掾前）
の家に逃籠江守十二日武熊ニ水と台城に復し則ち
入ず寄せたり久しく逝去（以上江戸家牧吏の事記り　ゟ御内秘中ゟ未商付る不詳）
以書ふいつ常陸国志に八章通ニ討死と記したれ故ある事ゝ記　慶長三年
常陸国志の説を非るんずし本文のごとく佐渕に返るし　子孫御前
戊戌十月朔日四十三才にて逝去法号と心巌昭あと申し
家に客となり水戸氏と称して客分なり江戸氏寛永二十九年より
天正十八年に至り水戸に城主として
年暦百六十九年に及る

江戸氏滅亡の住居（下古新村の住居ゟ白岡　里り家祀の又なり）

雅月や十九ニ合軍せしあまた此孫西を城の邸ちあり

一江戸殿を軍に負けて水戸を去りひ敵に降をえせくずげ道
常葉ふあるかゝるを やがれ城をとち勝くりまてとまけくみげた
同十日江戸家の根城十八ヶ処館八ヶ所焼討せられ
一江戸家続く此事流石自賛とあらし代岩疑へ咎なふ人とも
莫るる事の別録江戸氏系譜を以て弁すべし
一常陸風土記国志と見合ニ説と（加筆せ同しき事八條之）巻之一に水戸大城ととき多気
平氏惟幹是前深氏の祖之大掾氏の旗下悉く書に
寛永二十九年六月十一日夜国香十七世大掾清幹代江戸
但馬守通従（是後世述作方一説）将吾尊城附年清幹退府中江戸
氏致世在是通従子曰通房ゝ子曰雅通ゝ子曰忠通ゝ

二子長曰重通次曰通胤各因部氏叢宇迄曰次曰通胤今号中務少輔と云味云仍混了

年永和姓若田部氏為る秋修舒ゟ併出たる年也けし通胤子曰重胤号中務少輔之通

世為佐竹義宣駒城江戸氏天正十八年十二月退水戸

佐城忍誠前外義宣示水戸城國内諸氏望風迎

師天正九年豊閣白檄於常陸佐竹氏改氏直滿國皆

属於氏義宣謂是氏文源之云し此書據世の傳作

者乃記以之とも據揺の誤ふ出也

一武徳編年集成ニ天正十八年十二月十九日義宣從

四位下侍從ニ叙任し是より水戸侍從と称せし年

二十一歳

一按井正宗寺於花佐竹系義宣之條ニ依佐竹家天正十九年

卯年水戸へ移り誠ニ符ノ文禄元年壬辰在田八幡と水戸

佐門云節了云了

一佐竹氏水戸陣ハ江隅の付而其色衆権山村及田氏所記書

[illegible]

治前

[illegible]

同日天正十八年八月朔日秀吉公より那須の麾下
秀平康員に授けし書に
佐竹義重父子共に今上洛し未帰る百足
人足三十人より領分中にて送るへき事
念入て申付候也
八月朔日　秀吉
秀平新六郎殿
是にても秀吉も義宣上洛をまちかねられし事両勢
大慎へ至つては桐にて候是せしのとそへしに江戸家
退治の事を一朝一夕の謀にはあらすと見えしとそへたり

一佐竹家譜曰義宣の時佐竹中務大輔義久石田治部
少輔に密談しけるは常陸国の住人を義宣に下知に
背くものありしを成敗可被成旨申請候と申ニ付
太閤秀吉御教書ニ曰ニ申ニ候
常陸国条目並遣下所之廉書別紙之手実治定し
而し至其例て令成敗し未殺佐竹伝下知如件
月日　石田治部少輔三成
佐竹右京大夫殿
依之鎌田へ人見越前並遊へ宇佐伊賀庫寄人鹿田備前
東向山討ちもとり又田島村和光院住之者張本

天正十九年辛卯二月九日康實父子 徳宿父子 小川ニ
生害玉造父子 中居 蓮田兄弟 アウ 小高父子 手賀
兄弟 武田 以上十六人於佐竹太田生害とありされハ家
譜ニ伝せし所 叙書ニ江戸家滅亡於境に書あるへし
且南郡の諸将生害の事 佐竹家譜略ニ見へつし
招き寄せ 搦て生害せしめ 其有りといふ 此時芹澤氏
も兼て其を知し 不参して事危難と遁れしとも
之を見えしも後佐竹威光国中ニ薄し 逆（かこり）水戸
此地名世ニ不廣く 其後 ~~の事と見へ
書り 南郡三十三士の地名諸説と一 探れとも未詳 追て注すへし

秀按ニ文書ニモきトアリ きトハアヤマリ誤レナリ

一水戸地名の事 應永の頃吉田薬王院文書ニ武熊の村田数
注文 頭せし中ニ水戸なし 国通寺 又水戸なしのにき国通寺といふ 国通寺は昔佐竹の常葉山の地と云
見へし 然しニ 又於吉田薬王院と初メ同寺の名ある寺十ヶ寺ヲ
し 他古書ニ水戸十ヶ寺 又ハ江戸十ヶ寺抔也とあり 多年古実
好きの人ニ尋ね探れとも 水戸明神の名なきるなし 如く
説探るときハ 水戸の名を字といふ 隠故ニ 武熊
村の内僅の地として称しけるなん 府中 氏
古書 通しあるに 吉田のうちハ 見えし 水戸という事
見ゆるし 且氏の古書 見えし八石ヨもいふ
那珂郡 西郡 那珂東郡 久慈西郡 久慈東郡 佐都西郡

依羽原郡多賀郡にとさして奥郡と称しける故件見へ侍る
されハ代々依佐竹氏ハ陸奥国七郡を領せし様に思へとも
左にハ何れ(?)両国の内奥七郡ハ大半佐竹へ領知之といふ
年へし繁補子云今小里郷を奥依郡の明へ語とるあへしと
実におもあらんや返答大平記に三戸七郎といふ者高師直か
一族とあれハ幾田辺の地名を取て本郡三国志三戸助節
数負と云あり三戸七郎の後なるにや且小栗実記と題
せるもの小栗系依佐竹系とも満けし照手姫のゆかりと見し
小栗氏の従士十騎と云ハ西郡を領し千ほ氏水戸の氏に
此等も皆其是等を疑書一家信もへからぬ
凡例 此書に小栗実記といふ文録

前後の比日以居下馬溝此其外族のしるしたれに着し
このあらん況文抑なりし者ともいわんと疑あるもの也あり　又葉に茨城郡
笠間領に水戸村といふ今にはあれとも苗に水戸の
地名ハ旧記に漏とぬ
附し言云天明七丁未我所羽郡宮修村の長左七兵衛に見掛
常陸の図を出し写せしむ彼る正保二年の月のかたち
旧藩の探れし図の写しせ見へより郡名を加しく十三郡の
図なり

常陸国高郡分

鹿島郡	高合 三万七十石七斗七升六合
行方郡	高合 三万九千九百七拾弐石四斗四升三合
河内郡	高合 三万七千百六十六石四斗七升六合
多賀郡	高合 五万七千六百四十六石七斗七合八夕

高合十万六百四十二石六斗弐升九合　久慈郡
高合十万千三百九十二石三斗二合　那珂郡
高合八万五千三百八十九石九升弐合弐夕　真壁郡
高合十四万六百六拾六石五升七合　茨城郡
此内桜川府中北ゟ小出入ありしを新治郡ありし是
茨城の根元なるへし
高合一万七千百六十六石四斗五升三合　西那珂郡
此内梅沢村々ハ　大泉　本米　中泉　下泉　高岡　小場
飯田沢　飯渕　門部　入野　中里　高谷　久米　照田　西野内
大田本新田　青柳　友部　加茂部　小場　城部　福寿
稲倉　平沢　山口　坂本　池亀　吉岡　谷中　飯田　間中　岩崖
杉田　栢本　芳根　磯田　今泉　木植　高嶋也

此村々元禄十五壬午年四月三日再改　召役へ正宗地由分
口帳ニてハ皆以て茨城郡ニ属ス　今西那珂郡ニ名
残ス
高合二万七千弐百四十石九斗二升三合　西河内郡
此内栗小沢村々ハ　下川窪　女方（ヲナカタ）　船玉　宝本　上宮
平方　駒場　瓶子　堀井　桐ヶ瀬　古塚　南高田　西高野
佃巴　比毛　大串　坂井　横根　平川戸　筱波　数次
桃内　保末　大宝　若柳　木戸　辻　黒子　大塚　茂谷
柳沢　下野　板橋　布川　新生　花田　桑　吉木　半谷
赤津　前河原　高道　大渡戸　大里　坪井　小室　堀籠

久留田 袋 八町等之よしも元禄十五年所改之帳に
西河内ノ郡名廃して一國に今は豊郡に属して有
如此元禄まての八郡二郡の名あり～當国は十三郡
を新しきと元禄十五已来十一郡に定めし事也
ともなり

高合六万六千三百五十六石五斗三升六合　筑波郡
高合四万千六百十八石二斗三合　信田郡
高合九万五千四百八十五石五斗二合　新治郡
都合高八十四万八百一石八斗二升八合九夕　之有　又式
是書ニ曰元禄十五壬午年常陸国中御改四月三日

正義八ツ拾上ケ十一郡無之高九拾万三千七百七拾八石四斗五升八合
永引合式十弐万文村数凡千六百七十七村有　正保二酉年
改之高ニ拾川六万弐千九百七十六石六斗弐升九合一夕余也と
正義後寄入給代及九人領之三百廿七人御朱印寺社
三百七十八ケ所是を除高ニ万百五十九石五斗八升三合一國
分有之内二千二百五十三石六斗水戸領此四ケ所数正の役人
是小川岩船海河出多人之下乙し惣高代にあわりくと郡
名あり且よりの改郡を入稀之田家の領内村々寛永十八
己年始水帳し表題の郡名近く以入と磯浜村 古名旧名 の帳に
茨城郡と有し元禄中今鹿島郡に属す茨城郡を記有之

此目有りし傍へ氏家今の称名に改め於城に居て出るを
能こゝろへし後世疑ハしきん也

一小泉河原の所へ都青木に云 佐竹氏水戸御陣を改築ハ文禄三年とも云
按ふに今の二ノ丸浄光寺に等と館内也なしきらハ則此年なり下
是を今迄く受長於和久を立に大手の門或は橋に成於せる

一文禄三年 石田三成等ニて検林三出つと専ら申して為国に
今下向まて検地せしむ事所謂按ふに此時是を言と一郡に石高ニ行るゝ
検地せしく此度の石高に改し 依按ハ太閤の 不同有之以テ分ニ至リし 御陣家に石板と述 称阿部上家内村日記
下中郷村久慈郡青羊村のに此代の検地帳あり 十年と四く田畠
此石高と按ふ上田十段歩 壱石三斗中田十段一石二斗下田一段八
九斗下々田一段に七斗上畠一段ハ一石中畠一段ハ八斗下畠十段 壱ゝ
六斗下々畠一段ハ六斗 屋敷ハ畠に准 亦上中下共別ニ此村古昔ハ
六人にて百三百六十歩の一段を六人にて三百歩 一段にあり之也
らるゝしやうにす

一此村水戸にて役年常社に有之 山方熊七 年男八木作助 鈴木庄
市なそ 具次 小田内源右衛門 殿谷尚吉 兼ハ鼻人 中方衆岡九兵衛 石川
源右衛門

一水戸支干常陸川井伊勢寺小田原大和守ヱ之保玄蕃 一更に無記之に也 山方佐七 信田
右を進

一水戸御陣改築の石も武熊の陣に従しむ以しきりもとつくら

長谷氏ハ諱白義綱十三世義興弐男伝ニ鶴ト作ル名玉岩ニ鶴子院又松宗謂長尾文禄四年大閤ノ命ニヨリ柿岡ニ移ル一万石正中義重義興ヲ柿岡ニ移ス近出羽柿岡慶長四年城廃義宣公水戸城ニ移ル時ニ慶長四年水戸城修復ノ時義宣ノ命ニ皆増井増井山ニ盤居同五年四月戊九月九日正宗寺ニテ頓死此説ニヨリテ考ルニ慶長四年

一慶長五年義宣公上杉景勝に与して石田三成に与し
神君会津へ御発向の時野州小山の陣所へ義宣手勢を出さず
旗谷と志く寫田又左衛門を以水戸へ人々を義宣折度等とのゝ是と
記し寫り来く勢成加元(以下漆ニ之ニ候へ八家ニ来る)絃見神君の怒り合ニ不叶
同七壬寅年四月十日水戸と発らし出路なく為之拝謁を同月
十七日柳原代記大備義房助ニ河と上使として水戸の領地
五十三万石(百卅万石とえ非之)を得し出羽の地廿万石以賜ふ羽在秋田へ移
卯毛之きの者衆 又同九月九日直ニ羽州に下りなし給ふ
水戸の諸九族ニ随ひとなりしと之二百余秋田の御主として秋田城に下り実季主
なり実手に八高國主水戸の御地と賜く漆ニ速輿なりとし八六の人なり
佐竹侯水戸城の主たる事天正十八年より慶長七年に至り僅か

水戸人義宣移ラレタリト八非ニ不修復ニ付テ不思ヲ蒙リシカ本ナルヘシ前ニ註スル正宗寺蔵本ノ説ト合スヘシ常山記談ト云書ニ八車丹波ヲ刑セシナリ神君聞シ召カレテカヘル勇士ヲカク殺スベキニアラズトテ深ク惜ミ給ヒシト語レ伝ヘタリ人ノ語ナリ

十三年此時佐竹侯遂に鹿下車丹波守猛虎車(又東門とも云 平国大平記)丹波守猛虎
ともあり 是は常陸国ノ人なり 遂と企る事あり 大久保に集
久寿寺と僕一揆と謀る事にて一味の同士殆より
領所在所へ川内と推て引とる所ニ籠る 水戸を執り川と
済るを聞く 神兵寺ニ潜み遁れ其主を領し二百余死ぬ城主
秀平康重の家士某ニ生捕られ同年十月十日二十七日皆梟首せられ
しとや 車一族四九人也と記す又 同時車丹波の吉田堤で場所助
の一味 後藤ヲ付記ト言ふ者のまた 大久保某の刑をも記す
九日ナホ又内ニ僅ノ桜橋御神兵の林の大名と誅(候ふ)
ノの大久保名のりの刑に 帰りぬとなし 仰の者に刑せられ
らり にく 鼻首せられしと云 異乱の首とハ大久保村の住人なり

一正梅園叢記ノ
時佐竹義宣ノ検
兵トノ名族ノ
随リ伊達政宗
ヲ打破リシ諸
書ニ見エ某務
ノ手ニ属セシ故
但見ノ書ニ某
勝得トスフル
モ所伝ナキニア
ラス且備ノ軍
記ニ操シハ車丹
波初浪人ノ
會津ニ往キ
シテモアクト
ミヘタリ氏郷
逝ス秀行
移封ノ後宗
論会津ヲ使
セシカハ備モ
家ニ名ヲ得
タル国在内
北川図書
外池甚五郎

和泉の従士某巴大久保村正係りに幕浮名徹務浄賀と云しも
ものある陽氏より伊勢加へて一族之影助浮名と眼何をを称し在るは
酒井氏の系譜に見へたり　又車氏も吉田に居り在るに住しけり此を
備の軍記に云ふ車丹後守をも佐竹義宣に使へて隠れなき
勇士なりしが後備の右門と都て技助を受と云ふ事なくありけ
梅に車とぞ来る氏書に云ふもする所は此浮を知るや若一族の丹
丹波に仕へて刑に行はれしを免れる死を免れたる事なりや
疑はし又但来の政浮に居る車手七ケ九郎を某務の家来に
車丹波をも云ふその名の家を後る宅も無く　水戸宮代
科人の家に人なる己の家来と云ふ日人を走り召て中への

此野宣州写ニ
くヒテ下系務ヲ
伝フサラバ丹後ヲ備
之家ノ孫ヲ失ヒテ
ニハラリ某務ニ
属セシニヤ

追考伊奈家
ノ説ハ右ト異
説ノ一二ハ有レ
ドモ上キヤ出所
ト姓氏ヲ為

なる丹所を去る時　東照宮二序大に恩係の事にて仰られ
何事も今後所を革して仕ふるも也備を家記は此所に
よれども刑に行はれし所なきの事なるや　又水戸の藩ともさし
丹後が子らとやあらん某務の臣をとし丹波某務に加勢り
もし事御見届けは浮て仕へなるや其代改め仕置の改定氏
仕ふ慶長七年　佐竹義宣公領知常州水戸と付て羽州
秋田を賜り定氏も其年二月に一揆して水戸の城を守る
義宣公の家臣車丹波と云者独りに止りて一揆を起こし以
追て生捕る其首渡して又伊奈家の許に侍前守忠次
召捕て一揆を起の時名に人数を催し進して是を誅す

君ノ御代也トイ
一凡年唐ヨリ
ウカヽセス唯十
月十日ト云
又寿ニ慶長
十四年ノコナリ
疑フベカラス

梅ニ於ける事知るへし当代年録ニ曰佐竹水戸城ニありし時
和年同防守喜兵衛加賀右衛門藤田能登守由良信濃守菅谷
新八也六月中水戸の陣ニて所の者一揆を起し城を由良追
為上役安藤右衛門とともに一揆ハ車丹波子ニ三勝父
保と記ス湯和泉ハ名のりのもの也今度築城佐竹梅田の元居
人等ニ見渡し花房信人ありて此城を居させへきニは皆者此村菊谷信人
車丹波父子所の名氏百姓とかたらひ此事しお促し水戸城陣と
取込ニ至り名為用者内ニ志れぬふ是水戸を返の名氏等此
人質と悉く陣ニ入へき石城をとへハ昨記ニ何代よりあり
時記といへと己ニ陣近しく家向せる十日余至不圖ニて大水也し

川と號する小井川向ニ出張し当時是れハ陣中古見付地也し
鉄砲とお排ありし大野川と號し追放し大久保馬場と名補
車丹一揆の人数ニ在りきと陣しまるに居きしと長ニ妻女
とりし地侍と同防守藤り車とそのし当也生捕ニ入川坂
水戸へ送りそこの物ニは佐竹といへり藩種集役曰云慶長七年
五月八日義宣領知八十万石とニ在放秋田ニ十万石ヵ梅ニ垣川記下一万石
吉平同防守吉平ある者つかまつりアヤマリ由良信濃守菅谷新八藤田
能登ハ面ニ水戸陣届ニ佐竹七月水戸ニ寿ニ於て車丹波
ニ子ニ於て是つ湯和泉 沢阿日記ニ北条へし寛永中佐竹ニ居ル村 義国編集ニ佐竹家中系譜ニ湯和泉守其
親馬親とも元和二年正月廿二日辛宗奉ニ子ニ于ワ以迎
国ニ付以進ニ付申長四年十月死伝居州ニ子ニ後世ニ其罷科ニ尾氏母大山因幡女ニ於子ニ子ニ御

大窪氏者相中浪人并佐竹家の御浪人共と相語らひ一揆
以企大窪家人猪ニ城へ忍ひ入候ニ付 青年右日番所ニ相詰候て
党と捕へ糺明と遂候所ニ悪事白状して 其事何とかれと以て
城下の面々ニ相渡し候 依而吟味と遂へ候所 家中御城下
一揆の奴原勢と催し 手ニ三ノ丸と取囲むと城下を騒しむ
後記とこふつくまひしく 諸方一揆の頭取共利と見ひ悪く
兵殺仕候ニ付 手勢を以張本人車丹波と捕へ 二十ヶ所の者共と召捕
以て首級とは人へ相遣されハ 出羽方大久保元方多人
仕候と之 右城一揆の張本人五人とみを江戸人 被叶候
討行中を召吟味して名の 道捨五人 内ニ水戸へ人ニ而 誠仕地ニ

多珂郡諏訪村ノ修験多宝院ノ系譜ノ車記ニハ車氏ハ本苗好同氏ニシテ正統ハ討死シテ断絶丹波ハ支流ニシテ車ノ城主トナリシトアレモ疑フハ佐竹国替ノ砌御供歴之流ノ中ニ好間三郎アレハ車ノ正統断絶トハカリも没カタシ此車記モ丹波カ事跡ニ至ウテハ信用難成

ありし所佐竹車衛門也 又佐竹近藩墳記 中生組北在郷山崎 若干名手勢を之太
中の城小里原助ありく八月下八日ニあり同諸方原宮所人百姓
十六三六千以下領内ニ相触 相手を防して御本陣へ大の字
と書付竹峯寺附 旗ニ立て笠石山の水府附陣とす 此時
二三万石の頼ニ附り 御領内川合水之相纏れ相へ大字押寄
生捕江戸へ人引廻し 御門ニかくゝとあり 又佐竹諸大秘録 大田杉宗
首卯を以杉宗ノ子忠又 大久保村の住居記 其後 流家の系譜と探る
手ぬ手まく 戸村氏編集の佐竹一系記 補入たる
事とえくふされハ 馬々手子 秀極 此時之 書ニ
時代の書ニ而あつ仍と立へし にを 記 やいまた
馬場和泉守 其後集の伝ニ 真子 新助大久保 久光ニ 又小場政直手子
けふめく 三同
表示して改忠等とこく 馬 小場の 差 ましく
政直とえ 新助の子 改忠とハ 新助の子 表三年 世系謂
同十七日に水戸

の陣に押寄拒んと議し　退氏にて陣中に内通して浄光寺に
車丹波等を面々に手捕にし　陰謀露見して悉く城へ
訴ともに松平周防守康重　地に向ひて於其の列大名某不利相背
馬場丹波守を捕へ車丹波守も（此時人々決して見てとめ等）大田にて丁寧と
捕へ大窪も捕へける時三人共に又々水戸へ下し検使を遣
はして大久保某等来り三人の首を刎　十月十九日柳川の
色うし梟首にて大窪の首を塩にし　大窪村に葬る　哲坊
浄覚寺と号す　哲坊山正傳寺の笑臺之前なる首塚に
浪人葬る（此時足北條に居所といふ　後世の人ともに念ひ仁なる　寛永七月　遣竈といふる一基物ありし　其風の為に倒れぬ）
丁傷の首は一所に後はいふ如くに葬る　其後康重　大窪丁傷馬場

之城を廃して水府某某の家臣を置　改易の謂に於て又云首某所行
義宣後に義宣に付へて称する父安東太守某安東氏の養子と
なり石田に住し　義宣に付ふ　慶長七年壬寅五月義宣封を羽州
秋田に移さるゝ時　義宣石田に於て陣に残存よりせし　在々に住せし
家士に命して各領知に留る　丹波某と云首　松中密に石田に於て
城に於て義宣に申付けて　南国気頼朝の時分　当家の領地
なるを地邦より移されて本領死流せらるゝに於て
本意なく思ひ残らん家臣ともに又せとの領地を離れて浪々に
漂泊せんあらされ　思案を遅くされ思ひ立て某に一命を抛て
水戸陣を引返して　合せ由候所中時に長臣　田中　郷中　某同り

ありしかるに今天下実东ニ一統セし上ハ一国の力を以て中々是
と逆らふべき事ニあらん 且義宣秋田を領せられしへ是
手向ニ及へからんと云駒馬等入いしし押返して過言也 鄙中
大ニ憤発して其座をたちて去ぬ 凱吹某ニ附ての此記ニ了我如何して沢之ぞもれハ駒馬ヵ 義宣羽兵
又逆の御行ニ仲君此所を前を隔して 時ニ義宣を双方へ一言ハ相扱ニ
是を秋田へ下向しぬきし由へし
及ざれと云駒馬退て 鄙中と悪口して 水戸ニ内通を察して
同志の殺害を催し 大寝云名某佐竹彰助某 凱吹云所謂了塩氏
出伐士大将として 水戸ノ球所松平丹波守康長用事ありて
領知富岡へ往きしに留守を伺ひ城中ニ乱入し一働きなさん
と欲する處ニ内々約しける人ゝ変約の有しより此大田ノ取筒

川久為川并が小川と清水ニ出つて五て北条ら事ニ叶
忘くと約速の日限延引しぬ 所へ旬て駒馬ヵ君て藤沢源兵
衛といふ者門前ニ至りて 康長ヵ致仕を起し樹揃り殺害ニ
及ぶニ至て当惑の爪騒動して 所ニ相遁を出る大学と
大田ヵ北領の山城ニ奥の仙臺へ退北 李平隠奥ヵ 政宗の長臣
成之同所ニ至て年月を経て政宗ニ仕へ小岩井帯刀と云せ
有り

一伯特先生の編集所収して佐竹世譜ニ曰 義宣言を饗礼ニ絶し
く諸臣と共ニ暮夜と以て康角城へ帰りて色と絶く食し
真ヵ康角とれ語部ニ云て 諸臣忘れて思之と以て従ふ

凡例ニ曰ク梶原ノ記大秘録ノ流布セル本ハ誤リ多シ其従ハざるとも其代わりに附して一朝
其代滅ぶる其代を傾けたる事ハ南下野アヤマリ梅ハ下総の北畠奥州の
北畠の如きは皆後醍大閤なりける天下の人臣川毛利
長尾前田佐竹島津と云ふ大姓とも御館禁中記曰大閤
天下の主となりて後に於て義宣公を召して大坂へ遠からず御用を
仰せらる所世間の噂に於て後日神谷佐和山とかく御沙汰
御縁ある迷惑成る時義宣公上杉景勝へ後日とそつ事
に御腕もなく太閤の御時より石田の方をば好み申すよしと承り
別る深く志しかるに此度は石田の権難あり一旦の報恩に
御救あるべしと存ずるに付きても義宣公に発向致して申す御

秋葉又衛門曰
伏見より佐和山
ヘ送りしなれ
バ本文誤れ

ききける景勝の返事に於て申すべき旨景勝会津前より以て御
出馬なされ候はゞ追付て申候義宣公は則ち伏勢を催して佐和山へ御出石田
と御申しに北の御入の方を取るとても三成が家来共へ上方の政の
義来る処大坂向後の石田が取計らひを追って景勝へ御知らせの沙汰あるべし
にも上方の沙汰を義宣の申す所義宣公もきく石田方と合戦に及び
陣中を御出しこれは景勝公にも御出馬ある御手もこれあるべしと申して佐竹方
に于後家康公石田と御対陣也三成が大勢をもって伏見へ押
寄陣を島居を攻めると思ひ切りし也同時の時直に義宣公の御母公
保寿院は頃見廻りし日より之時御難儀に及ばれし故に義宣公の
武性ゆゑに我が前代より夙の之恨を合戦に於て此景勝と共に天下

と仰るハ東三十三ヶ国ハ義宣公ニ進し上方ニ三ヶ国も御母公ハ進し
可仕と御約束被成 然ニ石田中務少輔ゟして之を讒しけり 石田
佐和山逼塞の時東国先へ参り御言し候 三成某り
向ふ手合の度石田か方へ命も義宣公へ随ふ事頼と早々
申されて候其外武将とも申合されしありて 家康公ハ
何卒中に凡人とあられ志ある上ハ家康公へ御合戦ありし ハ御当家
長久なるへしと思召けれとも 中務少輔委細しけり 今ハ是非もなし 待入
らるも家康公の御館へ参り御入りし ハ先に石田か方に御加担
之を討するの御神ハ 御定り色々不聞へ御待世ニ石田も
御意を蒙りし事あり 敵方の色々 一旦之次第にしたらしハ

向後も御隔心なく佐竹と又使とも御入 家康公の給ふ
定る義宣まても首尾に得し 武略の為 他人たるへしと改宗
とある事成就せられに無疑よし依て則御対面も絶大に
御悦ありしかも其後石田と御加担之武士の申らるゝ御取
毋我等向後も我等か是非御挨拶有之 御和睦あらせられ
御指図あるへき」 家康公上杉景勝を御対治として下野小山へ
御下向ありし時 御陣へ御使を以て先達て御通達ある
其後又重て人質を差上へき旨仰出され 義宣
公御返事ニ申さるゝと申ス 人質御差出候を又
人質ニ差上候もの仕候 家康公大に悦ひ給ひて候

當子の家ニ於而務なるを直ニ伏見へ發向し 義宣ハ於黒を
以て定め申して (慶長五年八月の事也) 家康公石田と於て於ひて
濃州関ケ原ニおゐて出陣にて利を失ひ 石田と初め安國寺西
等と共ニ捕へられ 後に首を刎らる 伏見へは使礼到来 義宣
へ申しけるハ 此度ハ於いて佐竹之義宣公ハ 石田ニ與し申し 東中納
小備義久 石田ニ與し濃州ニ至りて 家康公へ 家来を以て申上る
候ニ付 是非を判断申之 多人数ニて 此側ニ居なる 多人
密談とて此度ハ 義宣ハ頼ミにて ふくめて 以て上洛 正月
の従來ハ 世上風聞石田ニ與し候 仍ニの一味の様ニ申ふらし 公
訴とて是非を糺し申さす 此度ハ 年々の仕物也 上洛

下仕とて此家康公ヲ 細ニ申し 此家康公を以 下知
事を申付ヲ 此程ニ 大炊頭と 家来等へ 多人数 相談申 事
事ニ付て 常ニ申し是 其人々 射撃等ニ於て 申候 其文曰 家康
一代中納言一代 義宣國替ニ 従不申候 此ニ付 其人へ 相続
せし秀忠公之 御前ニ於て 申申 一度ニ 家康公
従属之 中納言殿の 此度 秋田へ國替ニ 被仰付 (関東ニ古河氏)
其後 慶長七年 秋月 次第ニ東中納言 石高御座之 申付 近衛氏
公従附の居ニ 前の内ニ 東将監と 中納言殿 國替 被申
説不遠 當代年譜ニ 御所 慶長五年ヨリ 和談の説 有之
なり
其上 六年の春ニ 至りても 在府ニし 三月 十二日 内府 大坂より
伏見ニ 移られ 秀忠公も 伏見へ 下向 大 秀忠公 上洛 四月

十日江戸ニ御下向御供仕上洛道中ニ於テ濱松ニ而謁見十五日義宣
上洛伏見ニ有之九月四日秀忠公江戸ニ至ル十月十二日同所伏見へ令
江戸ヘ御下向十月五日御下向七年二月十四日伏見ヘ御上り五月八日
於伏見義宣國替ノ被　令御旨　此時日頃の際ニ秋元和田平次右衛門能登ト定メ之ト云々今ニ於テハ義宣
慶長六年の春義宣上洛ノ御疑ハレ慶長六年の春上洛有テ同年下向セラレ
七年四月公命有テ改易之處福ニや御和田ノ助ニ定メ下
御館ニ之等義宣御承引可仕ノ旨十二日ニ又義宣御家老中へ
此時御役人とも之御附梅本十二日之水戸義宣へ出羽ノ浮キ々々ホ方石
出ス之の由か
ある水戸城ニ於テ八月御供仕候旨此事ノ御取計ヒとある
渡とへ申可申ト御附御代官有之常州へ出入ノ國石米
遣シ候得共ハ承りし、則御梅本山波北之義深之自分石目之家の者有之
又く義渡ホ取し三十ヶ月ト向レ渡とへ義ホ附ホ水帳と指之

始メ被之其ノ所有ル八月ノ内殿御理光鳥田御之通リ其ノ外ニ七ヶ所ノ伊奈氏ヲ
之御付殿ノ所御理内ニ印君西ヘ之神社佛閣山林寺院等之
ホ御ニ之ホニ之古氏雜役ノ斗ヲし然ル所日代秋田ニ義宣ホ
此秋田氏の此文ノ石村御先ホ二三ノ御見分ニ可之者諸ホ歿吏ホ之少シト地ヘ取し
之ニ十入水ホ之御も有又御内ホ之と斗挽拂ヲ御之
之改ニあり此と人皆ナリ

一茨城郡大山村和田平次右衛門先年秋田佐竹氏御取扱氏へ付ヘシトホ龍出に
　慶長七年五月廿二日秋田へ御國替ニ付佐竹へ御取扱シテ其之所の處シ
南石十　宍戸孫三郎　宍戸孫三郎義斎　東　相馬　馬場　北　又七郎
義宣男
芦名三十　下野守　男鹿殿宣家　政宗御又　伊達氏河守　天村八郎　石塚源一右

江戸一門
今宮摂津守　志村右衛門　武蔵芦原（宇都宮ト云）　古門下野守　石田安房守
一門
小田大和守　垣谷伯耆守　茂木筑後守　長尾花人　大山摂津守
松平上総介　（小笠原一門）安藤下総守　小貫大炊　田伏隼人
前田右京亮　小山刑部少輔　志賀与左衛門　向右近　（小栗）濃江内膳
万場和泉守　宇留野摂津守　和田安房守　小瀬甚中務　河井伊勢守
舟尾次郎　梶原美濃守　江田美濃守　太田（刑部少輔）主馬　好川三郎
山方能登守　赤沢筑後守　大塚権之助　垣石兼齋
清水兵部少輔右記
加藤　河井　大縄　岩井　徳川　久賀谷　根本　天神林
大和田　戸岡　助川　滑川　平沢　田中　町田　長瀬　潮田

江戸　宍戸　上野　松岡　石代　長尾　伊師（イシイ）　石師　築
人見　上遠野（カドワノ）　青柳　大津　伊藤　東野　芳賀　多賀谷
羽石　鈴木（スヽキ）　茂木　堀内　赤沢　古尾谷（コヲヤ）　芳根　太田　松谷
水谷　小磯　平井　八代　瀬戸　波　国安　生月
小野戸　小河　信田　長井　白石　山掛　瀬谷　安藤　加藤
頃見沢　平野　寺戸　浅原　薄田　小泉　中村　久富　宮田
馬沢　石井　野沢　康子　益田　田沢　志賀　宇都　平根
二方　長山　野口　田沢　宇野　好子　富田　秋山　二宮
小栗　蔡

[illegible]旧津清典策

小山大膳　田代之善　岩城息房　宍戸硯房　井伊茂菜

御幼少の時御譲

山方能登守　佐竹義宣　多賀谷康能刑部少輔　田村兵庫

慶長七年御国替の事

一 佐竹様常州水戸ニ而四月十日御之京都ゟ御下り之但し御居
百五拾余万石之御知行百拾万石ゟ御除拾百万石為御取被成候事
○一 京都ニ而只今ゟ被為仰出候ニ付大膳大夫様へ御請被成候
旨為仰出候ニ付御国替ニ付被成候得共御請被成候事
可為中之事○一 出羽秋田へ御移被成候由御見ニ被仰候事○一 五月廿日
上使　梶原武部少輔為使者御国替之御請ニ而御出水戸へ

五月廿日ニ中ニ出立大坂之御同十三日巳刻中ニ出立御立大方小野崎遠江守
ニ候事○一 秋田へ御着九拾之御領也ニ付御渡申候事○一 六月十六日 和田安房守
酒井伊賀守赤坂御渡之　岩瀬子一日福島ニ四日 白岩ニ七日 ○上に
五日御通過の事○一 白石大満安房守之御家中并ニ 萬人ニ八人之
佐家衆之御座及御家中之御改申候 由以御仰為申越
伊勢安房へ見申候之京ゟ之御通ニ付御改候御事○一 石塚
多人数地秋田へ御下り候様子合ニ仙北之入ニ而秋田
在々秋田石之中ニ而多人数ニ下田数人程ニ而御座候由御改申
相渡ニ付中ニ八月二日巳刻ニ安房守伊勢守代官ニ而白石
大満之御改ニ付候事○一 八月二日午刻赤坂荒川十九人岩倉荒川

安之内訳おゐて御座候ニ付御勤候○一於の三百挺北
御座候八大河内守役所へ被召出候テ深ク七月十三日ニ在
中町ニ而相勤ニ候右之事○一屋形様御事名
九月九日御入部ニ被為成○一九月十二日御籠本元御家へ相勤
在之有之候人ニ十三日 在所 三十日前田右八郎兵衛相勤ト在候
改名前法八ニ而右用ニ而佐良ノ石見ニ候人ニ御在候
候ニ○一御中国ニ而改称内志次郎御家元年木九人ニ付御座
御勤候テ
一浄光院殿義宣公御逝去ノ事寛永十年正月廿四日二月
十日光植寺ニ入御入棺三月朔日ニ葬礼倍見和泉大和両御焼

女之慶長七年国替ニ而御ノ内仙北ヲ領ス義宣五城ハ秋田湊ノ城ナリ義宣ハ仙北ノ内六ヶ所ニ住し義重ハ角館ニ住北又七郎義廉ハ長柴沿紫沿

番ニし
以上 右 泉 但馬守
右 黄泉の法侃 日后家君ニ是ニ有人元前代未曾此侍也
此国替の記録ハ後ニなれ共実録ニ有る家に付す
一佐竹義宣の法又義宣公文長十七年壬子四月十九日於秋田
卒去御年六十四歳 法号 通庵閑信居士
一久三郎御家中事佐竹義宣ノ家臣 義宣室ハ那須資胤之女也後妻ハ下吾太夫ノ
一戸村義国御記の家中筆跡の内 法名家臓人ヲ有し
法大工 棟梁文―月山和尚ニ宗良今ニ九―大和守―男
大工 石橋次郎兵衛―同断
大工 喜兵衛―同断
御船 御図書 茂広―茂治―義次 此一字御領 大京と号 之水 一市九郎 御初 ニ而

地ニ從テ深三尺
坪内ニ信助三郎
湯浅ニ於テ奥氏
二ノ白岩ニ住ス
此谷ニテ此山ニ住ストアリ

風聞ス今石塚村の住矢根師[illegible]ニ在中ニ此流両多へし

黒沢花人 坊と号 同役 挨拶親

関八州古戦録 後ニ槇島氏 著作ノ書 第十六 義宣攻捕水戸府中

[illegible]陣之事

一常陸国の城主佐竹常陸介義宣（風聞云是槇島氏 傳書の記之）[illegible]之事

一備の豪家にして南方（小田原北條家と称し）と年久く挑ミ合ける

和睦せしハ北條家も敵地ニ入事を[illegible]國郡を號し足長れ

御あれハ様縁し[illegible]代[illegible]ける[illegible]と同く年月を

[illegible]義宣の一族東中務少輔政義（風聞云是義久なり）智謀猶れる

勇士なるに[illegible]幹ふると以て無為[illegible]勤労持く年つへるに

然るに茨城郡水戸城主江戸但馬守重通ハ那珂三郎通泰の

六世（風聞云是ハ何書よりか[illegible]や[illegible]）[illegible]忠通の子にて諸城[illegible]朝の

[illegible]（風聞云密ニ重通の室ハ小山下野守秀綱の女なるに[illegible]）[illegible]

[illegible]矢と争ひけるを去年東中務少輔秋斗と四[illegible]し

依て義宣と[illegible]文ノ和を[illegible]ひ[illegible]志の[illegible]して[illegible]急[illegible]と

[illegible]し此年天正十八庚子正月中旬（風聞云是此流[illegible]之）義宣と進く[illegible]二

兵を[illegible]し[illegible]之[illegible]川と渡く押寄る[illegible]江戸但馬守大に[illegible]

[illegible]速に出向く防戦しけるに[illegible]利と失ひ引退くと東中務

少輔[illegible]通[illegible]那珂川と[illegible]水戸の

城へ押[illegible]貢[illegible]江戸重通力尽き自殺

此以佐竹系図国志の説と
一とこれ異れり 去りて城へ帰り此競ニ乗し常陸大掾多気
貞国か居城同郡府中城へ働を掛ける多気治部大輔清
幹ハ此ニ太田源三郎資氏を将として二男ニ弓矢の先を進ん
して貴軍を競ひ為る所ニ二ノ宮村にて衆ニ拒しける于衆
上坐助走して急ニ宇年山ニ籠りぬ井上長谷なとか家人と横ニ
入ニて居出てしに戦ト假献兵擁て立しれて長宮か口へ迎入して
源三郎従し揃説二夕子の人数と一処に陣とり請く後へ戦
立出し相まゝ八献兵擬議して莵角ニて方ニ佐竹元
戸村十文根本廉ならる小野崎誠前する下気登えて切而候
おらしく達ひ左家と惑て敗走しに城門へ押ある哉

多気方支ふ所へ既に叱ニ乗ニ及ふに故無勢を引率し府に
城へ帰りして嘆息しける佐竹義宣の兄すみ方とも城に集まりく
足をぬりれハ太田源三郎資氏ハ踏止て追返して無勢
切所と見ニ有ニて坂義重又馬して竟ニ府中の城と
責たる後頃日の石川兵部国良か居城吉田 此以系ニ此石川 兵部国良といふ者ハ府中の城と見しく記せり
人名時末当ニ居ルの事ニ秘ハ ... 府中の城と乗し ... 水戸の城を ... 天正
若ハ府中と思ふ返書とかく ... 府中の城と系ふれハ水戸の城と依頼事ニ入し八月十二月
十八日ニ正月中旬ニ ... 府中の城と系ふれハ天正十九年辛卯の正月ニやありん佐竹義宣
中旬ニも ...
行し難きをあるり 由あらして嫡男佐竹右京大夫義宣と
後の君子の考を待つとこ了し 〔没字〕
水戸城ニ居て義重ハ太田の城ニ移て山直とて今の小野崎義
昌に附属せし 系図ニ此佐竹東ニ云説なとあり 是とも此説行用し難きとも多し 義重ハ行家に在

下野とかへ長男義宣東ニ役義并佐竹四郎南義の叔父
花人義治の後胤去奈ちと江戸義實等を係代として邊
ハ下及中ニ康寛香丸而も切從へ西ハ下野南ハ下総北ハ奥州
の縣ゟとの南也ゟ北の地ゟするゟ招く常州の國侍三十四人
佐竹ニ本家ニ随ハさる族ありしとも小田家の係中秀吉公
命を受けて彼従せさる八攻殺し帰降せすとハ定然して皆被官
背御せしと也以為 又業此以後上ニ之ゟの事ニ拠りしや引用目するけれハ帝して起之慶長ニ年佐竹家ニハ属居上定所とのす其後下文
ゟあれ此世の風俗ゟして家〻ゟして名ある侍へハ是を頼ミより軍功又ハ
前功ゟ見て官途として私ニ与へしや依る其他の東文ニハの度何國
公義ゟ別ゟ比形御ニ何く安堵の〆件し其ゟ相應せしもへし私と書ゟする系
ゟり佐竹家ゟ〆と天正の末東中翁の〆義久雅ゟ信せしなくゟゟ称の〆
其ゟを以て先を推し帰ゟる〆其れ今世吉田明神の社を日不東ニ〆文ニハを
郎ゟ先して大宮司と唱ゟる也へ以國大宮司と称する物とゟるへし されハ佐竹

江戸大掾ニ田子と於大家ハ代〻印及之古書旧記ニ拠く參と改
一武徳編年集成ニ慶長七年ニ至十二月ゟ八日 松平勘四郎信吉
伊豆守信一ゟ一子之 初之水戸の城主へ〻九月以来又ニ定替し江戸
諸ゟ城とせらる後ゟつく為ニ三千石を賜とあり是ハ萬千代
君為城ゟ預ゟ也の事とゟくゟ同年七慶長 右悟子上州
館林城主榊原康政ニ水戸城ゟ〆二十万石賜ゟゟとゟ言
神君の密旨ゟ〆業る康政固く辞して命を受けゟゟ也
しゟ以ゟ
一久方氏の見ゟ〆録ニ慶長七年水戸城受取ゟ為ゟ城主松平
周防守康重田佐ゟ言 本多縫殿助ゟ向ゟ城渡し人義宣家老

東中務小貴大郎人之主稜東義久ゟ佐竹家随一の忠臣
佐中務少輔秀吉公ゟ三万石佐竹ゟ三万石都合六万石なり
小貴ハ小山の三男にて常陸江戸平漢城佐竹の四天王なりといふ
或以某ニ義久ヲ養ひ家ニ於テ前後ヲ直取りしと見え因山川梁の節中務を
義久の子ニ算へし 伯時公の第也と和田氏の書ニ記せるに 考ルハ如見へたり
既ニ乃佐の居て記の中ニハ東小塩とあり中務ともいへハ雑録の説共ニ非
なるへし 文ニ貫也と江戸平次の四家と 佐竹の四天王也と云説何の書
ニ出たるや句源氏江戸氏
とりニハ不定子細ある
又某氏記書西山雑録誠曽言合文
是書といふも万千代君ニ象ニ降領也天正十八庚寅佐竹ニ
文禄元壬辰三月ニ於て坂東州水戸城拾五万石ヲ以領ち其子長
七壬寅十二月也四郎殿伝来ニ而して中多佐竹滅亡百城にまい年
同房平萩田殿也ち書ニ流し人義宣死家老東中務上流之小野

大郎人是主稜 或以某前文又代記伝付男在及家の譜ニ考合せへし
吉田弥氏之佐竹家ニ三河濃也称し名誉の勇士三人あり
所謂梶原美濃須田美濃佐之木美濃之子中佐ゟ木美濃是
棒地川原し是ある故ニ一処の地へ入自ら生涯ニあらしと
いふうしと説あり
一同年七月七日佐竹侯移郡の後返て旗地役あるに付以支伊東
備前守与兵衛田沼義衛実ハ 也守秋田郡西木倉村に
此年八月改ニ帳あるも情ハ田多諸友前斗之前ニ友前
見かし石高さして不審し 依る斗代も多かく未文あり上八
あとれしてに節の下ゟ帳なる条や 又茂木城郡大戸村某々

花さる此年改検地帳時代の写し有りて帳の前乃紙とかく
等致さるに文禄三年の斗代と同し従是後於ゟ家なり
寛永十八巳年検地の砌も斗代も古法を用ゐとて是も一分ハ
致さ六人分と見へらる文禄寛永両度の検地ハ六尺五寸分
なりしを以て此ゟ尺分をもて分限不同法ハなりし漏を依て
字ハ足西木倉村の帳の末ニ有る

文禄三年甲午八月十日
常州中ノ郡之内宍倉村
御検地之水帳
案内者 孫兵衛
蔵八郎
吉田兵十郎
川上十助
舟木蔵吉
筆

右帳紙等なと見えて尽とや

一同年文禄七月三日神君乃第六子武田萬千代信吉君下総
佐倉ゟ水戸へ移封十五万石に封せらる 武田信玄二万石を 信玄ハ信守の孫なり 母ハ
武田信玄の息女なりしか甲陽の下山穴山梅雪か女を娶
依て信吉君ハ武田と称し其母ハ下山殿と称し
後に良雲院殿なり寛永十四丁丑三月十三日に卒去之又按
神君此頃妹君一揆の武田穴山梅雪か息女と参ひ万千代君誕
生を定し御廃子母に依るの女薙髪し天正院殿と称
称に出て武田信吉をに侍す又其月柩従の花書に紙印し印ノ
記されて

一千百七十七石六斗七升 羽生村

一五百三石六斗五升　う北改分衛ニ借あり

合拾五万石

以上

右為御知行渡申処如件

慶長七壬寅
十一月九日

内藤修理亮　清成判
篠田治郎右衛門　重次判
長谷川七左衛門　長綱判
伊奈備前守　忠次判

清万様
御年寄衆元

ニ子と以て芳色八郡十五万石と八非なるへし　又羽頂郡萩谷村ニ
旗原と云海へ出成して葛之山村海里ニ旗本成候　孫七郎といふ村年寄有り
子孫今や其家にや晃家へ有し同居しぬる也とよはれ候け
萩谷の開村権現森ニ御出候御出候也事とある之旦申
渡し武田家へ仕し　旗信吉君へ御供被致し人ニニ
以千石　帯金刑部　同馬場八左衛門　同万沢主税助　同河方織部　同
依田右衛門　千石　同保伊賀　千五百石　土井次郎左衛門　千石　川北長左衛門
千石　荒川右兵衛　七百石余　安倍加賀守　八百石　依田半左衛門　五百石　同頭
以下衛　五百石　頭藤九郎兵衛　六百石　万沢六左衛門　六百石　堀川左衛門
同市川武兵衛　同森下源兵衛　同　保長兵衛　同小池右助　五百石

佐野三左衛門　同佐野藤八郎　四百石川方善九郎　同田中助五郎　同
市川三左衛門　同尾崎権之丞　同佐野弥五郎　同彩度八兵衛　同西尾八郎
同君穂武助　同佐野傳五郎　同若林角蔵　同佐野羽盛　同木内兵六
同熊谷利蔵　同岡本内五郎　同佐野隼人　同三浦助市　同中山左七
同本田庄五郎　同吉沢文左衛門　三百石黒沢万吉　同望月与五右衛門　同
佐野四郎五郎　同小林佐之助　同色蔵助次郎　同横山平五郎　同佐野
新兵衛　同服部吉五郎　同望月安五郎　同河村清五郎　同彩紫
孫五郎　同佐野伊五郎　同佐田三五郎　同川崎十三郎　同廣田多作
同長田与之丞　同尾崎平五郎　同野里弥之丞　同横瀬清兵衛　同
丹羽新五右　同西嶋弥四郎　同佐野新四郎　同清水小平太　同色蔵

市郎五郎　弐百石横尾与五郎　同市川右五郎　同大河内源六　同菊西
大渕　同色蔵八郎九郎　同油井蔵助　同菊地乃三郎　同望月
与五郎　同穂坂市五郎　同中山藤右　同堀瀬庄兵衛　同渋谷
右五郎　同芦沢勘三郎　同油井七五郎　同市川水郎　同佐野左五郎
同蔵田源五郎　同奥原九七　同横瀬与五兵衛　同菊地十五郎　同
井出与次五郎　同井出源左五郎　同諏訪源六　同望月清五郎　同佐野
伊五郎　同三輪松之允　同小松吉郎　同大森作左衛門　同芦沢与八郎
同矢ノ木茂之丞　同渡辺蔵市　同佐野助三郎　同木内兵五郎　同
横尾九兵衛　同帯金茂三郎　同彩松宗四郎　同鳥居七五郎　同
若林定作　同佐野弌三郎　同鹿田源五郎　同佐野源三郎　同中沢

稲ケ 同笠井権右 同川崎忠蔵 同芦沢伊蔵 同二宮卯記
二百五十石 沼田五右 同横山彦作 百五十石 吉田源四郎 同吉柳
甚十郎 同三宅宗吉 同佐々木五作 同清水平右 同笠井右衛
同佐々木伝助 同佐々木久兵衛 同同 半蔵 同木内九兵衛 同深沢
四方之助 同若林蔵之丞 同中林忠之丞 同安井孫六 同小沢
治千代 同飯塚丈之丞 同佐々木伝七 同蒔田九郎兵衛 同波木井
内之丞 同高木要之丞 同深沢八兵衛 同川窪伝右 同長蔵
加之丞 同芦沢久七 同井上伝兵衛 同雪井兵兵衛 同広瀬舎
小之丞 同芦沢茂七 同的場長兵衛 同今川伝八 同山岸与兵衛
同笠井権四郎 同小川長衛 同三井兵兵衛 同猪俣茂六 同大槻

次郎兵衛 五十石加藤次郎兵衛 同加藤三十郎 同杢鴻茂之丞 同大町
孫七 同大町権七 同飯田与左衛門 同加藤吉蔵 同鈴木九郎兵衛
卯百石 二木伊之丞 同荻吉之助 千石 万沢主税 同帯金刑部
同馬場八兵衛 同河方織部
都合五万九千三百五十石 内五万四千三百五十石八佐倉一倍下
山内四千石八 庵中 以加恩分
千石 荒川平右衛門 三千石 西木湊之 五百石 西木又十郎 千五百石
大久保長七 千石 渋谷兵之丞 五百石 深沢五郎 七百石 同文右
三百石 飯田長六 千石 三枝孫之丞
右人数都合百七拾人
此書の末ニ慶長九年辰二月と有

国立公文書館
National Archives of Japan

右万千代君ニハ翌年慶長八癸卯ニ到りて入部と見へたり
此年九月十一日ニ逝去す其年廿一 浄瑠璃院殿英誉崇巌武伝縁居士
元香と申シ去ル八月之大居士と法諡し奉る今の天王町其頃村の名ニて所葬
ら此所ニ一宇を建立常照山仏光寺浄瑠璃院と号し浄土宗 の寺
後年羽柴殿領新田村内向山へ移さる其年ハ云々町旧跡の跡ハ
詳ならす其同月乃者ハ家臣の内殉死の人もありし水庵ハ抜劔
[illegible]ありしハ殉死之と云ハしと之謂[illegible]伊賀[illegible]
求[illegible]殉死之面[illegible]川北長[illegible]
[illegible]市川三[illegible]西[illegible]
三浦[illegible]

小柳津久七[illegible]八ノ木[illegible] 橘[illegible]
大書[illegible]油井[illegible]
大河内源六[illegible]荒川[illegible]
以上三十三士之[illegible]人と[illegible]万千代様ニ三十三人元と
称え梅ハ[illegible]水[illegible]頼宣公
[illegible]
又西山雑録[illegible]万千代君慶長八年卯九月十一日
ニ逝去す[illegible]家中[illegible]慶長九年辰十二月
[illegible]家老四人[illegible]年岩
[illegible]大久保相模守[illegible]八[illegible]

河方識記

右の本依家へ宗室只 慶長四年之万津役所志次第今兵ヶ
某馬場ゟ相党恨 河内兵衛 名古屋を以テ出る故と云 方々承候而ハ延殺ゟ印斗ニ
ほりしや

一慶長八年卯十一月廿日水戸御地二十万石と申し萬千代君の御
舎弟徳川常陸介殿室へと封やしる御幼君長福君也
申やしや則紀伊家の御嚢祖也同十一丙午此年後室乃内
五十万石ニ被封やしと云ふ 頼宣公水戸の御城主たる事
凡四ヶ年ニて御領へ記ありし 按西山親様の内誠者氏
の家に長福様水戸御城第十五万石御領なり慶長八年

卯十二月上旬同月御家来三浦[illegible]角[illegible]水戸
殿ニ[illegible]へハ 長福君二十万石ニて水戸城地御
領とハ被[illegible]へし 又も萬志久足[illegible]万千代様 紀州様へ
十人衆御国替ニ被[illegible]附しく御座
一慶長十一丙午年同十五庚戌[illegible] 水戸[illegible]
武田流三十三士の族守護せしと見へたり 御税の事ハ[illegible]
伊家家の按之此時伊家家ハ[illegible]村等千代君
御府城ニて御家なし 秋米今変 [illegible]人御[illegible]
事被[illegible]しせし之同十四年而十二月頼房公御当城ニ御領
被置年庚戌十二月廿八日[illegible]而ニ城地御[illegible]の後

までも皆の者伊達家にて〻新手に掛しを之候古き割付
おもも見由ときを既に手波に太郎左衛門水の無為許に被り
普請の指しハ慶長十五年の事なりしか、其後伝承
の成之又御蔵所名跡を立て後々と志すへし
一同慶長十四己酉十二月十二日額兵衛は七歳の時下野十万石の地を没ス
封せられ蒲生秀行西山雅楽頭留氏是ハ鶴丸城下ニ
拾万石御領慶長十七壬子十二月二十五日之御家老中山雅楽介同く
に御座候知行五千石御加増十七騎御渭山之内二十四日より
出市之丞横目市之丞又奥之部三郎左衛門若林作左衛門伊賀
御村勝之丞図書支配橫目三浦之丞ハ君之
支配之直次ハ出之又下之御番之且之御出世之候とありし
今これ十七人の元水府系譜ハ慶長十三年御代之始ニありと申すとそ

此知行三千五百石所領之内二拾水戸御城元御領知二十五万石
御評領之同十四己酉七月之御領知子御加増八伊達信前
御代官役人松尾小川殿三万石御加増元和八年戌十二月
仕置不請合之芳賀伊賀江戸へ能ク被是有又御系譜書
上下野御城代朝比奈太左衛門尉蒸雄入道雲斎今川家浪人武田ノ勇士
弟三千石水戸御城代尾濤喜助為家入道関斎丹波ノ士武田弟二千石為浮今
三浦与部為時弟二十石秀嫡子芳賀伊賀信言三十二万弟三千石為家元下
一何りと文より志て御家門の内既ニ当時元来よりしまて
義之肃之成之良之今の君ともにまても又代々の
此事ハ御家記機漆遺事義公行実ホ系図り編纂し候

に出し採用考證と云書に有りハしぬる故爰に記し略ぬ

府中城の事

一前文ニ述るごとく足利家二代の将軍義詮の臣康安貞治の頃
大掾詮幹の築く所と云説有も見ゆれし常陸国志の吉田寺の記に
府中と號る所の舊き城ハ居間の跡にて今も見ゆる由既に記し
詮幹代々詮幹迄く築く府中城を文書と唱ふると
り延保二年九月十九日資幹ハ府中ヘ移り北頭職と申されし
事あるより此ハ元足大掾家の府中武者所山の城に
住せしより府中ハ水戸の合戦に築しより因て自立の者ありて
是を延享三年丙子春浄光寺蔵印城の古跡中門

今本城ノ内山ノ上通り近来ニテ岩槻石組アリテ何カ其先キ庭ニヘセレカト思ヘシ所有りしヲ寛政中中山備中守殿トラレシ節知らズ取退ケさせられしや今ノ中ノ門モ昔の居ヒラ方ヘ引直シひしと申事向きと語られしと云説あり

紙なる柳一枚の板札出たり應永七庚辰年と書たり自康安
元應永七年までは百四十年に又ある門上は古大歌
以てる桐の内に應永中に至るの年号を書し大字張之と
有とも此事件を以て案に康安貞治の頃も城を築て致すと
猶應永中に至て門楼墻壁成就せしと見えたり右棟札
出たる時何人の持ちる所か世に流布せし一書何り或れ彰考館
まで考へしとも云所に記し　源家系圖纂常陸國志
善に考ふに人王百一代後小松院の御宇将軍ハ足利尊氏
義満の時なり三代義満の時此城の主ハ大掾國香より十八世詮幹
なれ十九代頼幹の頃なるへし又曰國香の長男貞盛天慶

赤水先生ノ按府中ハ古来ノ城ナレ氏中頃ヨリ衰微ナレハ為ニ資幹暦應年中水戸城ヲ築キテ本城トノ府中ヨハ保障トスルナルヘシ水戸城ハ資幹佐竹ト爭鬪ノ節モアル時ニ築キ立たるべシ此時ハ大掾モ宮方トテ北畠顕家卿着ヲ迎シ時也其後ニ将軍方ニ降参シ詮幹ハ将軍義満ニ仕ヘタリト云

三年常陸大掾に任し坂大掾と合す盤盛に譲る水戸れ
城え野ふ盛の時薬とりと見ゆ元文三年より延享三年まて八
百七年なりと云ふ是ぞ水の流ふ世の人渡るく大掾と云へりしを国香
より下るものと知る人多しいかゞあの考ず称れの時代れ
尾之高峰と繁盛の薬しるへを植考るへし　繁盛れ貞盛之
云如く水論又府中ふ住せられし重水戸より住せしなりハ按ふ為し
慶永七辰より天明六丙午ふ至りく三百八十七年済高家封と
良きふ策ふ告十四年より百七十八年為
當邦右乃清徳も天地四方よ輝下と筑氏よ至る迄皆水戸
の水の恩沢ふ仰しぬれハ千代二ハ千代とされ尤の惟なり

籾ゝかりん法代告えし陣ふ宿りしれ年より〳〵
一小宮山先生の說ふ伊勢平氏の繁盛の子孫れ日下部氏の城跡なりと云と
きゝえあつく私ニハ繁りと成すこと此人の陣一宗と成りしと
を語りまへし　云と
一大掾になりての平城も八世由緒のみにて今の中之門ハ大手橋ふ近れ
揃りなりしやうなる　識眉山人嘗て府中ふ富居せし時山内氏
の宅にかへし説の中ふ府中の事を家ふ筆記し　高峰の事
問ひ訪ぬ府中城の事　馬場大掾八世詮幹の世ふたりしかとも
繁盛より云ふへハ府志の載する所正しく是れハ家ふ以ふ考ふ
いうれるし　但思按ふ常陸大掾云ふ物語ふ写せし今言ふ
とりふ今ハあり此門

の證文あり。吾妻鏡異本にいへる陸奥常陸郡かくしこいいろなに
國府城をたて守りせしこの方八郡従わりし。定メ人あるまじく山
道と思ひ誤りしより京及郡と見えさり。是等皆物語の文なり
據なきも思ふに常陸介といへるハ平貞盛なるべし。又まいりなと
いへるハ餘其繁盛の子とおぼしく候。これに國府の地と云も
ありしと傳へたるさなのり此府中の城の如くなりしときこゆるを
これ等より日に説ひの一つ之説に論ある童門に日本の古城を證
奥國の多賀城に府國の怡土説常陸の國府と見ゆ
ことに至らし。其所の自説に尊説初等なる人の名と出さる余
常陸國府の下に平國香始築とみえたり。是果して實

なりと陸奥國大物語に物語りの説もおのづからさなるかぬらし
但馬按に多賀城は聖武帝始神亀元年始て築と續日本
記にみえたり。又孝謙紀に天平宝字年に怡土城築るよし
見え申れしも常陸國府始築しよりハ按察使紀新國史等にも見
えずとも古き門記等にも見へ書紀文に但しハ思ふ是し
実は此物語を実事なりし。仰年の今昔物語といふれとも文
勢に取遁のとなし。實録とも傳と云ふは實事なるを
傳写の時誤りたるに記しへりける。又主に行る此説を手づ引説
の書名とも出されしに於ても其の説の誤なれども量ら
しれ其もみえる思ひの據なき事きえりとく強ちなる人の力を

くん斗に一とありて所えの事らひと家に志すせりとぞこれを
何となく菊織図香弐と繁盛の栄れともまた云ハ妄説
なるを明白とえくらり出蔵同説ハ天明六丙午年伯附先生
らる是借りけく家に載る

一浅草坊の内中院門院北にむ寺志に称する橋の西なる古株の
やぐら下は世にて庭に寄ありて善法あるのれぞ無し彼櫓内へ
伝家に於て御年書に詣

常陸国水戸の城本丸南西の方兵舎下にて是早在り山宅年し
見所にけるに兵舎有来に見分れ右往且へ門出て斜に藥直
庭旨路第両し紙なりこえありて通りしは寸かりしに

此由て以寛延頃を頃き

明和八卯五月十二日

松平右近将監
板倉佐渡守
松平周防守

山里通名序所度

下タの丸ニテ
浄光寺口とも云
浄光寺ニ備ふハ非之

一栖所まよて浄門と浄光寺旅門やと云ふ三万余十一石はやもの門に
多き中菊織身一の万数之事ニ於ニ扉板の中に観音ハ節ありて
仏像に似たるふしありとも　今古人ね伝へく山観音節へ幼児の膝
次に式に寛然の神ハあるを決方の坂霊とせんし系を伝ふへしとて祈とハ果しく
今度之とこれに忍くの此所を伝へ画ま有　二階より見て廻る書記とて庇

勅願せしかる吉之中山信斎寺号再興而後にいたる廻に
なる是故是成水大山寺也亦光云式大浄光寺号也亦光とりふ
此由緒を浄光寺廟式浄光寺号を称する来由八今記新添
館山衆法山浄光寺の旧記集史へ之吉之彼寺を創せし八信
性梅宗年人依彩貞平松小地寺氏貞亮元年法祖親鸞聖人弟子と
なり唯仏坊と号し二十四輩の一之初称所領枝川にありし
先日本江戸家打淨代の旧依厚く此地に移る所の浅の地
みな寺院於本寺へ寄進せられしとなり天正十八年江戸家
没落の後是寺に依行候旧依しあるを事故の如く此の地
に有り併依料宮志して本田居成郡村五て初称文の

地と付して以て之り唯仏九四代唯空の時文禄元年辰八月
唯空ふ本不厳中にありて不義の組流に課り依行の法根本
中川の内出唯空を破郡村にありて指図を唯空罷る地由と
何謝を行ると疑ひ賜を饒ひて被りしかされ唯空是は
寺にて里手疑ひと晴らされたり是延急合の事に申さる
係泥炎急の難を救ひたりし在之とて世に賜被り上人と
呉名せし八此故之此時寺伏常葉の地に移し寺記依行
家の混張を以て境内にせられしと之浄光寺常葉より浅草
の地へ門けすら八英長年中の事と云へより浄光寺の記
録り英長七年伊奈備州検地の節移田畑改めて

寺領拾石有りほどと慶安元年極月十八日江府にて御朱
印下し給ふ　家康公ハ常葉より浚へり　今も八百長
七百歳依竹表徳の時生まれし　又日依竹義家朝乳母（名常葉 年九十余りして）
辛未本寺と信仰し境内に草庵を結び住て時の人ほどとし
く依竹堂とよびしとぞ　歩み唯念南中にて不義の沙汰此
交りもおなど此常葉女の事ならん歟
一元禄三年四月十二日浄光寺口法門を浄光寺の法嫡東曲輪南
法つゝと浄光寺第四世持女昭へ依浄光寺法門のうちに
書付と據法當寺在物所元の頭り深く蔵く全用の人と
入るべきと制し爲内に法光念方或は法貴方西理方とといふ

月人屋ノ一
当部寺女ノ
話ナリトテ何
菜菜云ク今
橋諸御門ノ
北カトナル偶
樓ヲ月見ヤ

等の役にして有宝永の初元迄ハ高勤室にて御印章和元ハ二ノ丸今の夫婆なりと云
夫婆（旧元五百川しと云事）夏にあたりし也心見多門櫓角みやぐらにて此所ハ役にある
頭をあつる場所なりの事なれハなりけむ十六年の難し
一浄光寺法門と入りくあの事（ミカキ）神の名に池水より付所の異にも端
事なしとぞ水戸の水と称せる名をありあけ此神昔此
地にありし寺（ミタラシ）御手洗なりけるを水戸此神ハ今吉田此神此
社の事也
一此名に江戸家にて毎月の三夜に月と浄せり皆しと聴こえ
ほと月見臺と称せしとぞ又其地に此邑の塞として江戸家
此塔と承る時に三夜勝宝寺の是跡あわしとなん云ひ伝へける

クラトニ云フト
是ニヨリテ考
レバ是則月
見臺ノ地成
ヘシカノ小営ア
氏ニ對話ノ
聞マホシク思
フおし中凡
ノ病ニトヂラレ
居スレバ甚ア
モ多リカタカ
ルベシ状ゆ
日ア某々甚見
執政タリシ白
井侯ニ久シク
蒙仁セシ同有
贅ニモアル又
シキナリ
又云月見ヤクラ
ノ名ハ菊代路
人ノ知ル処之

老木なりしとぞ往古ハ西丸代に至りて此辺を此城に近寄を
諱しとて寛文の比伐捨てられしと或老人の云ひし
一とせ天明六丙午年七月十日頃より雷雨烈しく十四日より十五六に
至りて中川激浪し洪水下谷に及へ僅に東叡山無着所
斗り余地高しき故水急となりさし事とはしる慶長七佐竹
義国替の時の洪水におよへる事のとさに此時の水ハ中居
村へ来を岩ヶしとつひ住の文とするを唯記へし享保八卯
八月の水よりハ五六尺高かるし此記録則居庵に於て夏に
暑気此時下御の家中記念の人々と此月附方に助け并を
以てし近くに助け并セ十七日より十八日に至夜陣見る口に

当本城と男女共に通行する事城見ることと上町へ遊覧
奇代の事之

二の丸之事

一 佐竹候在城の節菊代の姫に至るを此郭内に入れ家中大夫
此に居りし居住せしめしと云 佐家記曰寛永二乙丑年
水戸之中城の節に正月十一日に初る芦澤伊賀守信重城代
等に当る従是坪代が人と成るを是より先き元和四戊午年
鈴木石見守重好坪代となり鈴木家を本丸と語り芦沢家ハ
此時も二ノ丸の坪代と見へたり是と以て考るに寛永二年
ゟ以前ハ本丸に住居と此西曲輪へ移りしなるべし

大工職橋本某が家に先年の棟札の写有とて見せられし其
載る所に之を作り大抵杉柱松板と見え繪様の事とけ
多くは此に記しぬるに明和元申十二月廿七日夜に大火ありて
出火し御天守三階迄焼せり夫より御普請の中に御国
御免ありて其後定花中柳原新右衛門殿高　君倍保々の御
安安紀伊徳殿は御新右衛門殿
夜の御沙汰にして先　君良公は在世の時に御家老の御方にも申せしことありけれど
出来たる夜大多右衛門に御弾代なれば御沙汰ありて再建すべき由仰せられし色此家にて作文の
なりありに御普請の御用を命ぜられ今の御形に御新三階櫓
の義へ御取掛りしまで三重櫓の雛形ありしと新たに造り之を
於櫓昔に倍しせり其時鯱ともを作りしとぞされば此の櫓を
殿守の如くなりしや古へ見し三階より見とらるゝ今は三階やうと

云ふなる實に桐町又之巻物並松口柳沢と見まさと郷の其に
殿様門居るる中申せしを四ふしく塩墻に標加して殿様の見映え
ある其千里の目ともなれば松江橋　橋と堀端の
るこそ四方一の構なりと松ゆ川の流れや御本丸松平まつる
堀端に至り天守の石垣梁楯の上の重に至る家の大工に
伝へ来りしが今の用に立ちたる形に富める松山のくち
元下浮定なれ御普請場所の新に所ありし常備の
普請方なる由り勧めるよりいふ御白洲市中の門の破風
口の所は改め武日麦やといふ所なる古所と浮よせ多

久方ノ見聞録ヲ取ラ此時ノ祝詞議式ホノ載スベシ

表

長四尺五寸

水戸城

明和元年甲申冬十二月二十七日
大城災殿楼無遺時
良公在藩乃命土木之事
嗣君継課営築先自玄関始以
三年丙戌十月朔上棟

[illegible]

裏二八

明和三年丙戌十月朔

営築奉行
役人

大工

一桐町へ出る坂ハ坂と唱へ、是ハ三郎と呼ひし一部君
任立城の時に見し若城か小出坂へハ又坂と故実ある事
にや、此坂ハ古来吉田氏の住居の前なる坂の所にて候
下タの坂より同し所の坂まて之此坂門外下乗札有又大下馬ニて
候長家阿是に先坂の内にて下乗札と云ふハ此下なる下
乗札大手揃手之本郷より引あるにや元禄三年四月
十一日桐町口坂と桐町坂桐町口坂下坂と桐町坂
下坂と可称と触る
一二ノ丸々坂中城へ移る處に柏か一手向ふ坂中城ふ付くる
門とハ格治ナ坂といふ

一七十有余文政ノ老翁ノ話ニ御堀端ノ鐘撞松大風ノタメニ吹折ラレシハ安永六年ノ事ナリ其年ニ五六尺バカリナル若松ヲ植タリシガ今ハコノ大キサニナリシト云
幹明

一松ハむかしよりありし此所の和尚か庵のうへに 御濠ふ老松を多く

相応く植そへ寛文中此の鐘とかける事也

一元和々元禄十一年子六月廿六日 此の鐘ハ上使仁木周防守殿
大坂様ノ御用大手先 大坂様名前ノ御番所
ニ此前より入候此ノ鐘楼戸閉時ノ鐘ニ付下略 幹明

青山ゟ時出永

六ツ門よりて太鼓なり

御城ゟ向ふ命やし始とそ

一御三階御夕の櫓幾多門やくらいふとなん此所櫓の和元

申九月廿百時度ありしてよハ此所より方法あの三年以

五ツありしふ太鼓を数一ツ宛くうち納る其の樹のやしめ

板十一枚とさそしてあきたに捨く其鐘たニ曲人ハ一天に米以

あるしといふ一の納の中に書付あり過

此度御新宿ニ於テ六十四歳

神光寺前代寺主着ニ於

二度目 細工忠作同し之丞

慶長二年丙申三月 三日 午日

卵ハ町井之作事役ノ助カハ西町同東龍坊

神光寺宿坊記信

根来寺
泉蔵坊

永禄十二年己巳七月十一日 施

△此鐘ハ享和年中ト見ヘし
当所町盗ニ社寺の所ニ
ニ此鐘ハ

かくあるへき明かなるものハ文字の残りしハ を撥ふ

住所候其城の時為軍用神光寺の借り用ひられし 御国諸

一柄明星（アカズ）の桜といへる道場深く光寺校を並く
一株ありしと植なけ寺と唱へしが和年ゟ嵐のために
折れて枯果て寛文中此の鐘とうける寺に
見へたり時の御領主へ成されし八青山村旧地江永
元申五月十五日 成就 命せられて今の車之太鼓門より太鼓をも
西の方ゟ同日ふ命せられ候となし
一伝之階下夕の櫓成多門やぐら等ゐあるといふ此所櫓明和元
申九月廿日修復ありしに其時此櫓の方法の二百の伝持の
云々ありしに古鉋を数一ツ出てきり朝に宗の樹のやしが
枝十一枝とつきて絵とに描く其経たる由人より一天と号せし

ありしといふ其柄の中に書付ありし也

此度本願寺宿三六六十四歳
神光寺当代寺主看三六
二度目 細工忠兵衛同し之丞
慶長二年丙申三月二日 午日
朋八町井上伝吉後ノ助力八西町同来花坊

△此書付は享和年中と見へし当國の盗賊寺社等の節に紛失せしを後に再び出しといふ

神光寺宿坊記信　根来寺 泉蔵坊
永禄十二年己巳七月十一日 誌之

其首しと称しけり明るもの八文字の額をかけ處あり由寺椽に
住持候其城の時為軍用神光寺より借り用ひらるとか城國番

乃時に侯ありし由へ 神恵寺の旧鐘は康安御寄進
ある古内清善寺の鐘を信田氏より此地へ移せしといふ
ものは頃ひ失たし
一 松山通りへ出ると松山地つといふ東方同所寺と寺ある方の
やしひ門は同所の所りて変らぬ上下ハ下ニ来る也札あり又
坂の傍やしひ門の傍にある桜の古木宝暦の末に枯れたり
しふ根株は今現在の元ノ根なるを惜しといふ此木と
下ノ桜と名付け前しくなりとて腐（ヒコバエ）出て又葉も同しやうに
中の松の以前の松は皆義公の御時御植松代りこれ有
様くもみると云伝ふ手前なるや他所に稀なるべし 元禄

三年四月十日松山口の地と松山の地松山口坂下にしといふ地つと
松山坂下やしひふ路しるやしひ地つと出る坂を下りて東方あれ
の善法寺左手に大下寺の所長家へ行道
一 梅所法門は所白瀬寺の地つとの所所三階の方へ通る門あり
極楽つきて所白瀬寺の地つの並びに奥方御門ありといふて
我ケ有る

一文政十三年春御書院ト唱土蔵ノ間ニ御宝蔵二棟御造立アリ其二白土ノ引ニ至テ
僅ノ地ヲ掘タリシニ五輪ノ頭多ク出タリ此ノ方ニ附物ナリシカ改文字一字モナシ
此日ハ即二月廿五日也予直ニ見タリ後ニコレヲ薬王院ニ納ム其数二十余也
一高畠某御用ア屋小僧ノ庭ニナリシハ
良公様二度目ノ御下国ノ時ニテ明和二年三月十五日也其時八十次郎ト云ヒシト見エタリ
幹明

穿ちぬれハ
日付の時
ノ此の立
ちまノ以ノ宮内氏の古碑やと見へとり 文字多く勿ふの

乃時于候あられし無くし　神慮宮の旧趾に廉當佛寺あり
予る古内清吉寺の鐘を信田氏より地主に於て払しといふ
ことは頃ひ無色し
一松山追分と松山仙つといふ本坊同所を宇るうちの
やしひ門の月ふの部り又変かれ上下ふ下ニ京下る此札あり文
坂の往やしひ門の際にある桜の古木宝暦の末に枯れたり
しふ根株また残絶の所先ノ根るを地に重しといふ此木を
下ノ桜と名付所しく今こと予腐るく又京同しやい
中の松及ひ此邊の松は皆義名の所時然松伐られ當
残くものと云ふ伊ふ于あらや此ふ所備えくすなれ元禄

三年四月十日松山口にてと松山町松山口坂下にしかるにてと
松山坂にやしひふ阿しるやしひにてと出く坂とありうち
に善清方なされ大下町の所皆家一同
一梅所清門は所白河寺の所門との所三階の方へ通る門は
極みつやふふ所白河寺の門の裏ひふ奥方御門なといふて
御ヶ所て
一佰時先生の語るに先年二ノ丸にて花と内書院の所代寛文九
古碑ありて出たる此文理を全しと永井加賀守従月付の時
見候しと定え古代の寺院ありへし　佐竹後二ノ丸の書立
ても江戸家時代の古碑やと見へたり　文ニ曰東初年の

時良弘朝臣陸奥国に下向の時御斧を小侍の御座代
勅させ給ひしに御書院の御前庭の落葉の中に一尺斗の
地形の石俤発起しけりと見えたりと語りき永井の
殿も符合せり又武士人の語に御城内御番所の前
郭にも二ノ御丸の中に井を堀りけれは底十一二丈斗地底より
大木埋れてありしと伝えしかありときこえれは古人察地
えしく其外にも年月を逐し吉祥なるや又御番所の時
古井を埋しに枕木の代ありしかとおもひしとそ云ふ也と見
両筆の後編しかさ又寿すれとも今なるやあらん其の
大木のかりと見しかも今も存世に入るなりと云

一御廓の事は此所参致する事寺社御免の初に重く此地に
江戸家康城の時も牛頭天王を勧請して天王曲輪と云しと
今や今南宮沢此所は郷帝村落合也りに度に住する所随之所持の縁起に依る寺
主道の代永禄天正年中の勧請とあり此所田安村和光院の御滝会ことある事と
此く当所に古き九年寅宿大坂祇園社ト年代記によりて考ふれは古事を住く此所田中兵衛の縁起
社の年まりし也此り古事伝に浮く此所の縁起にて云也と此事は所にしるし
元山氏の正作なとは八幡信しかりし主道より古き勧請也
奉へし江戸家の代には今の中山家の宅に和光院といふ
天神たる者にて守護せしとて之寛永にも今此所の礼の辻向ひ
やその所へ入付けたる寛永八辛未年六月の事なり

ともに文学業の常光権現と大樹家にて城内に勧請

ありしき江戸家とも宗政ありしと佐竹侯の代常家

へ用しとかん以へ云 今のは地図と名れハ上屋町敷町北側ニ寺町といへる家の書画ヲ写しおとすしかも佐竹侯の時

此家へ入りしも前代まで上屋町に立まいりつと 源成公の

此代の前の新治へ入りしもや遅ろくれしらず 御家のもの

今も事跡を評にせず

呂氏按 一正保二年乙酉 義公御年十八 伯夷伝ヲ読ミ 始テ日本ノ史編修ノ事始メノ余アリ

一彰考館 義公行実曰 明暦三年丁酉始撰日本史及

製封置彰考館 或曰館ハ元江戸邸ニ有しと也 後十一年

戊子五月七日の災に焼くると云 西山公源綱條の時也 桃源

一明暦三年丁酉 始テ駒込ノ別荘ニ史館ヲ開ク 二月廿七日

遺事所謂 西山公綱條の時分て学文とせられしと云

事のかしハ元禄の頃のことにて陥りたる書籍不持たる

右日本史編修ノ事始メアリ

あらハ西洞雲に花されし或ハ全根をなしまた求めたる又ハ旧家

一寛文十二年 春小石川邸 綸世子白殿ニ移ス 彰考

士とあるの内部に老に紀伝へ至され世界一朝の文政とせ

館ノ額館 整テ御掲

見るに浮く拾収されし 依る和漢の珍書九に集りい

五月三日開館 毎月六日経書ヲ館中ニ講セシム

西山公常に此源家の中上古籍代深く秘しくあくしる様と成

ぞく門弟とおさきよりも極く御書多るすや朝廷の古実

故家播ま集りて家業の資とせんや 或者舎書と称へ出

一延宝三年 甲子冬旧京書院ニ移

あたらんとせんや 果して義公に物せられし役字の古筆と

一同七年己卯 十月廿五日 馬場東ニ移

なりし或は史館にとらして一時に鳥有となりしされハ 残本ハ

書籍並文書を是に与へく減し 只世に伝ふる少し

一貞享元年 甲子五月七日

かかり去年に焼くらり 冥系冥西地に在るなりしハ 千一二万

彰考館之移
元禄十一年戊寅正月廿五日水城ニ移スノ命アリ五月七日同館ナリ

其蔵書とも一万巻を得へきに及べし我經往迎某ゟ士志出八郎生
ある人にハ少なき秘書も彼等に借られ許容あ
しくれし山階宮に置しりし故事とも志ある所になる人を有らんか
さとり在のすなるをもとめて得るを待し世に伝んとをいふ之と
いへる彰考館と名けて日本の史記と称るもの手よ
印にて為る所の撰く神書・職書・類典の記録とも
多くの編集ある補訂せし撰をは記し給ふ偏る沖にも
欺字不有蔵不史文にも多く記の加へて記しき記す書を不の
ことに曰

一 會館有可辰半入未刻退

一 書策謹不汚壊紛失之
一 囂談諍論宜最戒之
一 論文考事各當竭力若有他所駁則虚心
議之勿執獨見
此警ハ枚子ゟいくら批正之定まる十八歳の時きれしと云伝るよし
一 在席勿怠情放肆
一 水府系纂改え君粛公の時宝永七年九月修撰編集此
日依先君之御撰集郷序に安積覚之兼伝覚也此書ハ山懸
源七之覧に命せられし水城宮城の續編之下にある
までも續ある所なし
一 義公尚謙の儀塾集ニ曰

甲戌中秋陪宴于彰考館得苔字　此の集甲戌ハ元禄七なるへし
彰考中秋涼氣増　海雲晴盡鏡光澄　壹岐修史年
生事　三五清遊嘆未曽と　次ニ同夜奉和西山公顔ノ詩あり
考ふるに是元禄七年なるへし　おほつかなき之をさふらへハ此訂定
江と権へ遷せしらしか水戸よりも彰考館をこゝに移し訂定
なりき下夕江廓へうつりしといへる貞享中該訂定江下夕
江廓の内ふ立りし事ハ旧記明白ならハ当文ニ元禄十一年
ミ月ふ移りしといふを帳集へし共人の示しに侍り
彰考館の葉林寓諸歌序　千年山集　爲家
吾おもふみとり此所ニ中庸之道の清心入らし也玉子さ

神無月中の九日之人こ招請の当座海と見えたれはしつか八神
さしハ爰諸く浮さふ川の佗何られとあつちのかはしも紅葉
の楓こそいつらしく浦とふきさらむ此の花よりと思ふ処
ふうめふ夕浮くはえ新さし柳へく河ならし此おもひし浦代
こうせれおやさしけれめて杉ハしるし中におそしのかと見
なる紅とふやこゝく四七の玉歎くうらぬすなはち愚此利涉
としもすさ伐りしや猶此堂のとゝめしとて一章とかさし
え此ここち心さふらぬ人てよくさしのふ庵もやなとも
おのか志る思ひとの人侍ることよし御さるふあるハ龍田川
のかしのを思ひあるも吾江の霜と彩らて何その風

情とあつまる一の厚卿をうけぬり伊勢のるに芳実まゝに
わらけさえみしりく古を学ふにいくりしくさもしふる心
よるゆしこそ綾しぬるとは倍しふこころしえそんのうしなはり
ふ考へてしく記れぬりそうやおと川ほりけそしはみの
まゝ一毛の板ふとゝさもおかぬるんおかほふ深し原いさ
この分説しく哉そてのあとあきえかしくてそえん一面る
萬代ふ流えてくちゆる乃もみちき葉ふ名
いろもそえへある哉の記とのり哉

彰考館の記　　菅原為章

何ゝ君封域の倍つまにもえふ勝分ともちみのありて仁刑
あやまちゆりの八十ふむかしいるるかるまいらく民ふきこし国
なるゝくへをきらはしく哉の川の筑波山の風を校ば
あらさは我緒深るとさつり成まりのりいら右ふ武備文す
ぬらはあとは志らひおゐさもゆふ中ふ本朝の史伝悉
しらしすさらく古人の履歴うくらしらはそれぬるとられいし
みのひく武州中石川の藩邸ふ彰考館とりふときて四
方の儒生をめし集め神武より後小松院にまもる
本紀列伝えらひ修ふかるはもしきやかるき大書体
ふみとをかきしるしにあらはして申くとはいるふおさなし
てかの鎌倉にとゝまらひ被のしそて旧記の内四方輯より

近代に至りての恒例と成候初より国志堯癸の際附
と称褒せられしものは彰考館と名付く
水戸城内に伝へられ皇總裁はじめ前大府茂泉
日本とて相ての外のかきて貞享丙子の頃より編纂被
なりし係ての事月

吏部王記 式部卿重明親王
法住寺相国記 為光公
小右記 小野宮右大臣実資公
土記 亦土右記 土御門右大臣師房公
大宮右府記 俊家公

九暦 亦九記 九條右大臣 師輔公
法成寺摂政記 道長公
権記 権大納言行成卿
左経記 参議左大弁経頼卿
春記 春宮大夫資房卿

以下傳係ノ本及追加ル追テ写スベシ

京極関白記 師実公
定家朝臣記
後二條関白記 師通公
江記 中納言匡房卿
大外記師平記
中右記 中御門右大臣宗忠公

水左記 堀川左大臣俊房公
帥記 大納言経信卿
久我相国記 雅実公
知足院関白記 忠実公
時範朝臣記
法性寺関白記

一源義君以来所編集書目録大概 新撰式増補式後世の助又能校之書古来秘書希世ナルモノ記

大日本史
扶桑拾葉集 并續集
平治物語 參考
大平記 參考
鎌倉日記
花押藪
系譜補 源流綜貫
水府系纂
三国筆海全書

礼儀類典五百巻
保元物語 參考
源平盛衰記 參考
神道集成
新編鎌倉志
續花押藪
水城実録
諸家系図纂
草露貫珠

家乘日録
視聴日録
都氏文集
舜水文集
南朝事跡
楠紀事
歴代大臣考
記録年代考
日次記考證
新撰文集

常陸國志
六國史校正
惺窩文集
洪武正韻
田村丸事跡考
新撰年中行事
月卿初任
諸記年月考
慎終日録
新撰詩集

沈張蔣詩文
霞池省菴手簡
和漢松梅百題
萬葉類句
釋萬葉集
新撰六代帝紀
六代諸士傳略
西行雜録
續南行雜録
彰考館雜録

張斐子語
遯菴詩稿
同操句
萬葉目安
山吹日記
甲寅紀行
諸國土宜傳考
南行雜録
又續南行雜録
金澤蠹餘殘編

和蘭譯語
家禮儀節
瑞龍墓誌纂
啓聖公祠記
朱氏談綺
常山文集
鳳山詩集
朱公文集
東遷基業

書語纂要
桑解子語
礼楽疏釋奠儀
釋奠儀諺解 改定儀注諺解
文苑雜纂 祠堂時祭諺解 墓祭諺解
常山詠草
鳳山詠艸
烈祖成績

右此等の大概之とを能ん知ニ天明七丁未三月三日亥ノ刻

色々少しつゝ館閣鏡にて此の方の書物を取りて鳥有
しぬきれと音に書庫の称と云はれ蔵と覚えし珍奇の
書を一つ／＼抜きるを取りしと也し

胴中二ヶ所ニ銘アリ如此也

寛永乙亥十二年
拾一月一日
三条余ア村たいや
橋村理右衛門 西

按ニ関田耕筆ニ三條橋東扇屋（エトリ）
雁今職多とむハ唱へあやまりて
エトリと云字を付る成べし和
名抄に扇着とあり扇弟の
名と調と云き（タリ）
のあるとあるべくと云ハ餘戸（アマリベ）
の異陳るべし和名抄録の
の口名の下ニ餘戸とい
かの乃作り村のす
ちて扇着村田村ニ依れ
むかし此方と多そるものや
と也 乃下利の和名抄餘
戸に此方と付ざれハ多訓ニ
はとよむことありぬ人多
みしあり乃べとよむへし
とぞ云ふし

宝暦六年
子七月吉日
平須村
五兵衛
張之

小口サレ候ニ曲尺ニテ一尺四寸六分許 胴ノ長一尺五寸六分
許アリ 右文政十二年己丑八月十四日於楼上辨見ス
又曰慶長六年辛丑七月吉日也 實ハ非也
幹明

致とくし也脈を宝永
のりし時とう川専ありや
應永 大学
とつくさり又きゅのを敦の
よ（り）出る事の五ニ扁の作
由も揃へ依行後出語

和蘭譯語
致祭儀節
瑞龍墓誌纂
啓聖公祠記
朱氏談綺
常山文集
鳳山詩集
宋公文集
東還基叢

書語纂要
桑韓筆語
礼楽疏釋奠儀
釋奠儀諺解　改定傍注諺解
文苑雑纂　祠堂時祭諺解　墓祭諺解
常山詠草
鳳山詠草
烈祖成績

此れ等その大概をとゝ記しぬ　天明七丁未三月三日亥ノ刻

白き火して館閣鏡見ん為め古き書も尽く烏有
となりぬされと幸に書庫の外なる文庫と蔵書の
書ともは抜きとりて残りしとぞ

一大手御門　三方楽　九ツとやら　二階ありて時の太鼓ともいへり　寶永
二申年五月に初めて此を太鼓とて時を告げ給ふ事ありしや

按ニ御黨遺聞ニ寶永三年十二月今マテハ本城ニカケタマヒシ鐘ヲ常盤山ニ移シタマヒ十八日明六ツヨリ打ハシメタマフ又二ノ丸大手御門上ニテ時ノ大鼓ヲ打セラルト見聞録ニハ見ヘタリ又太田彦十郎家祖ノ日記ニハ寶永元年七月十八日明六ツヨリ大手門大鼓打初同年十二月十八日同時ヨリ常葉山時鐘打初トアリト云々
幹明　又曰寶永三年ハ丙也

應永　大子
につくらせ又其のち太鼓の
名りし常楽丘に鐘の詩
候ふる家長六年辛寅七月六日と張て依り候處

和蘭譯語
致祭儀節
瑞龍墓誌纂
啓聖公祠記
朱氏談綺
常山文集
鳳山詩集
朱公文集
東遷基業

書語纂要
彙觧字語
礼樂疏釋奠儀
釋奠儀諺解 改定役注諺解
文苑雜纂 祠堂時祭諺解 墓祭諺解
常山詠草
鳳山詠艸
烈祖成績

右ハ著書の大概之とき聞えニ天明七丁未三月三日亥ノ刻

已上火して館閣鏡先ニ成る所六百巻すへて烏有
しぬされと肴ニ書庫ニ移しれ災を免れ残りの
書も一ヶ所に存する事を悲しと嘆く

一大手御門 三右衛門九百石とや 二階ニつく時の太鼓とてもかう伝ふ宝永
二申五月ニ初る時より八太鼓と呼し時とう川事ありや
なしや志らん古比太鼓の胴ニ應永 大学
張之とありし由太標家ニ什物とてありし又それの太鼓の
胴ニ寛曆中平須村標多由来ノ守る事くし且二扉の序
族云々天長六年辛寅七月六日と號す佑行候由諸

の西の門之口つの内に有力の高札御城代并同心ゟこ
高札は此時の大鼓是迄年々此申者の方ゟ出しに天明
年頃ゟ此城代并同心にて勤む此門と橋の方に下馬
の札あり
一大手橋脇四間長十八間あまりとや欄檻のきぼうし慶長
ゟ有りの旨旅之きはうしに文禄五年丙申二月吉日
造之と濤付ありて文禄五八慶長改元のとし也是て
佐竹侯の代之されハ二ノ丸御光る口氏に佐竹侯の御
普請なり顕郷なり橋のかたきの木の治工是吉柳村
北住乾集鬼惣積なとハ其の是之とうや此の者の氏ハ

佐竹侯水戸の城ゟと仕り時吉田之吉柳村へ門移りしと
云伝へしや其之橋のたもとに下馬札ありて又橋の向ふに
大下馬と称する防長屋あり
一元氏伊州執政の時に大手の門より此御定ありしと或人
の語る所なとしてまたありしなんか
一水戸を古昔那珂西郡に属して又大掾家の比吉田郡と
称しよし有古書より見えハ吉田郡吉田郷山本郷
桓武平氏常陸大掾鉾村佐々木村なとし郡名の加こ
名あり吉下本邑名成立て称せし之今郡連まるみ

殊ニ上三十三ヶ中ニ三十三ヶ所ともいふも遺風なるへし

一武蔵人の説ニ威光院時大日様ヶ仕詰ノ日上意

ニつゝく割出ニ何某へ口席ニ而命せられける八枝の

根入凡六尺ニて紀の由之何某傾等して掛詰ニ付けり

ぬき其所ニ場の内へ壹六人ニ而申付けり葉ヶヶの枝ヲ

立ける由又根入ハ上意の如く六人ニ而凡枝を取ル多ク

職しける故年々入来の印と見へありけし　常在衆ニ

叶ひ候何某ニ而も形く整候と御付ける之二段

何某ヶ整候の門前と申ける時分ニ御年頃ニ

包み門内へ移へなしけるを云説あり依何某を深く感ある也

志を近く笑りなしけんとさて其畑の有るもありけし

一享保十六亥九月六日六代交流ニ而詰ゝ谷古莫ニ定ける

事も根氏面ニ記ス事之辺候斜め紙也よ過

柳沢某桐入口近辺　銀杏坂見付　大井武右衛門

三ノ丸角見附小幡又左衛門　同北見付　植田右衛門

梅花寮桐　同　久太郎　彼やらい　依藤源右衛門

其外准し候所の所の取り場とありし由之今も五代文

にありけしハ又所遺有之見

一天明六丙午ノ清水桐所浮光寺口々ノ外本城桐所近辺の右

右ニ土手大崩ル跡桁ト其中一流出土手ニ出候の

時御所自身ニ一万余首ニ詠進ス同年十月十六日より
十五日ニ至るの御用ニ付家中ニ抽両様の書
御覧ニ入候
水戸様ニて様子向相尋候處雲林院家ニて御家
御相談遂一寸座御用向ニ於而志を遂候
仰ニ用候所ニ而御廟ニ於て御墓参ニ附
以後ニ付御用醇厚感悦不少候

一或人曰押地ニ有之御廟所ニ七百三十と云路次ありと云ふ
達しにくしと存ずへし

一儀 詩集
水戸城中雲林櫻 侍公宴
樹雲林香遠匂明粧絶艶惱吟身對櫻何用遊芳野
雲簇雪堆城上春
白藤 二首
樹上垂珠千萬絲恰如瀑布掛蒼崖蕊花豈啻添佳興
一洗塵労清入詩
白藤高掛照金城裊々春風玉蕊清櫻散桃衣春不盡

干綵今日惹詩情

水戸城上紫藤得蒼字

紫藤攔漫貴城陽雲想衣了霞想裳宛身應期保千
歳依附老蒼

金城瑞霞 大言水戸十二景之一

臺上瑞彩煌々經緯織成文章一片遠輝東海五色
遍照扶桑朝望赤城曙景晩著勝閣斜陽又與雲衣
月鑑相映来飾金湯

温古録卷之二 終

右段ニ至り到着致候事

一江戸田沼守不縁召寄人も梅並ニ而被仰付来人
ト梅並ニ此度何事も取次相成為手形之到来
仕候もの共へ仰遣

天正十九年

卯正月十二日

麦又儀部狀

右や 七右衛門判

七兵衛判

紀氏 久三郎判

七右衛門判

二十三日〃

新兵衛〃

久右衛門〃

傳右衛門〃

金七ハ
此分ハ
長右衛門ハ
吉右衛門ハ
〆拾人

右通リ右拾五人ノ名ヲ記シ置テ手前ヘ披露致
ト云フ者アリ何ノ所申候ノ邑トシテ不事ト云フ者アリ此
菱文氏ノ末葉水府家所ニアリ八日ノ菱文銀山ノ舟
トテ之名此町ノ五人之相分杜用モ同苗ニ而右衛門ニ而
手今有トゾ又延宝天和ノ比移ニ相役ヲ云フ者人
菱文氏ヨリ出テ弟筋ニテ七箇之ニ與リテ預ケ申シ候

子孫繁ヲ茂ホトシ菱文氏ヲ称シ　松平藝州ノ農ニ仕ヘ
ヲアリトゾ

掟之事　一札之事

一、家中之侍、当座奉公人、切男女ニ限、不寄何者

之三月拾日迄ニ帳面ニ書付候、在々ニ隠置

事ハ、千万不届ニ候、然者何者ニよらず何方ニも

我々前判形掟之上ヲ以御成敗可被申候

慶長三年

戊戌三月

広光　半紙

〃　源右衛門

〃　幸甚　同判

〃　清兵衛

夏又誠記状

図書局文庫

石上町東町一丁目角並磨屋日之家氏蔵 家蔵書ヲ
以写之

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan